

第一百六十九回

参議院法務委員会会議録第十六号

平成二十年六月十日(火曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

六月五日

辞任

山崎 正昭君

木庭健太郎君

六月六日

辞任

柳田 稔君

椎名 一保君

南野知恵子君

浜四津敏子君

六月十日

辞任

舛添 要一君

山崎 正昭君

長谷川大紋君

浜四津敏子君

福島みづほ君

遠山 清彦君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

�冈田 直樹君	神取 忍君	東京大学大学院 法政学研究科 教授	川出 敏裕君
長谷川大紋君	丸山 和也君	日本弁護士連合 会副会長	角山 正君
仁比 聰平君	近藤 正道君	社団法人被害者 支援都民センタ ー相談支援室	望月 廣子君
雅年君	細川 律夫君	元国立武藏野学 院長	昭男君
倉田 善徳君	大口 善徳君	法務大臣	國務大臣
細川 律夫君	鳩山 邦夫君	修正案提出者	修正案提出者
河井 克行君	河井 克行君	修正案提出者	修正案提出者
高橋 利文君	古川 梅久君	法務副大臣	大臣政務官
二本松利忠君	千葉 景子君	法務大臣政務官	最高裁判所長官代理者
山口 一夫君	松岡 徹君	最高裁判所事務 総局総務局長	最高裁判所長官代 理者
殿川 一郎君	山内 俊夫君	二本松利忠君	最高裁判所事務 総局家庭局長
米村 敏朗君	小川 敏夫君	山口 一夫君	事務局側
中村 吉夫君	今野 寛君	内閣府犯罪被害 者等施策推進室 長	政府参考人
大野恒太郎君	鈴木 寛君	法務大臣官房 長	法務省刑事局 長
池上 政幸君	前川 清成君	厚生労働省社 会・福祉部長	保健福利部長
大悟君	信夫君	中村 吉夫君	参考人
幹雄君	青木 松野	木庭健太郎君	
	小川 敏夫君	山内 俊夫君	
	今野 寛君	大野恒太郎君	
	鈴木 寛君	池上 政幸君	
	前川 清成君	大悟君	
	大悟君	中村 吉夫君	
	信夫君	吉夫君	

○委員長(遠山清彦君) 本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○少年法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○委員長(遠山清彦君) ただいまから法務委員会を開会をいたします。

○委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、柳田稔君、福島みづほ君及び椎名一保君が委員を辞任され、その補欠として鈴木寛君、近藤正道君及び舛添要一君が選任をされました。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

参考人の皆様から忌憚のない御意見をお述べいただきますて、今後の審査の参考にしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事の進め方について申し上げます。まず、川出参考人、角山参考人、望月参考人、徳地参考人の順に、お一人十五分程度で順次御意見をお述べいただきまして、その後、各委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、御発言は着席のままで結構でございます。

それでは川出参考人からお願いをいたします。

川出参考人。

○参考人(川出敏裕君) おはようございます。

じゃ、座って発言させていただきます。

東京大学の川出でございます。本日は、少年法改正法案につき、参考人として意見を述べる機会を与えていただきましてありがとうございます。

私は、本法案の基となりました要綱骨子を審議した法制審議会少年法部会に幹事として参加いたしましたので、部会における議論も踏まえまして、改正法案に対する意見を述べさせていただきたい

○委員長(遠山清彦君) 理事の補欠選任についてお詫びいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(遠山清彦君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に木庭健太郎君を指名いたしま

と思います。

なお、今回の改正法案は幾つかの内容を含むもので、それとも時間の制約もございますので、皆さんの御関心が最も高いと思われます少年審判の被害者による傍聴に絞りまして、かつ、その基本的な枠組みの部分を中心にお話をさせていただきます。

まず、被害者による審判の傍聴を認めるべきかどうかを考える前提としまして、そもそも少年法の下で犯罪被害者の地位をどのように位置付けるべきなのかという点が大前提の問題となります。

この点で、今回の改正法の出発点となつております犯罪被害者等基本法はその三条におきまして、すべての犯罪被害者につき、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するとしております。しばしば指摘されておりますように、被害者側から見ますと、犯人とされる者が成人であろうと少年であろうと被害を受けたことに変わりなく、その意味では、少年事件での被害者についても同様に、その尊厳にふさわしい処遇をする要請が働くはずです。

また、犯罪被害者等基本法は、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備を求めておりますけれども、そこには少年法による手続も含まれると考えられますし、その前提の下で、犯罪被害者等基本計画も「少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従つた施策を実施する」としていただところでございます。

他方で、少年法には少年の健全育成という動かし難い基本理念がござります。ここで言う健全育成というのが具体的に何を意味するのかといふことについては見解の相違はござりますけれども、私自身は、それは、少年法による手続及びその結果として言い渡される処分がその少年が将来再び犯罪を行うことを防止するために少年を改善教育、改善更生するものであるということを意味していると考えております。そして、この意味での少年の健全育成などということと被害者の権利利益の

保護ということとは、場合によっては対立する場面が出てまいりますので、少年法の下で被害者の権利利益の保護を考えるということになりますと、この両者の関係をどのように位置付けるかという点で、衆議院では、傍聴が認められる場合が必然的に問題とならざるを得ません。

この点に関する一つの考え方は、犯罪被害者等基本法が制定され、それが少年法の下での手続も対象としていることから、それによって少年法の目的が変容したと考えまして、少年の健全育成ということと被害者の権利利益の保護ということを対等なものとして位置付ける見解です。この立場に立ちますと、今回問題となつております被害者による少年審判の傍聴についても、少年の健全育成という点と被害者の傍聴する利益を対等のものとしてはかりに掛けた上で制度設計をすべきだと正直に申し上げますと、私自身は、今回の少年法部会が始まる段階では、このような方向での結論が出る可能性もあるのではないかと考えておりました。現に、部会でもそれに近い意見も述べられました。しかしながら、結論としてはそうではありますんで、被害者による傍聴というのも少年の健全育成という少年法の目的を阻害しない範囲内に認められるのだということで部会の意見は一致しました。

提出法案自身の法文では、傍聴が認められますのは、「少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき」となつておりますと、その文言だけからは明確ではございませんが、部会においては、例えば、被害者の方が審判を傍聴していくことによって少年が萎縮してしまい率直に心情を述べることができるようになりますけれども、被害者の方がいらっしゃることでプライバシーにかかる事項を取り上げられたり、あるいは少年の内省が深まらないおそれがあるような場合、つまりは、先ほど述べました意味での少年の健全育成を妨げない範囲で被害者の権利利益を保護するという枠組みは、これまで少年法の下で認められていました審判記録の閲覧、謄写、意見陳述、審判結果の通知について取られていたもので、その意味では今回の改正は、同じ枠組みの下で、被害者の権利利益の保護という観点からもう一つメニューを増やしたというふうに位置付けられるものです。

被害者の方やその親族が、自己ないし自分の内親に被害を与えた少年の審判がどのように行われ、そしてどのように処分が決定されるのかを自らの目で見て確かめたいと考えるのは当然のことです、それは被害者がその尊厳にふさわしい処遇を受ける権利をうたった基本法の考え方からも十分に保護に値する利益であると思います。

他方で、少年法がさきに述べた意味での少年の健全育成を目的としていることにも十分に合理性がありますし、これまでの少年司法の運用、我が国の少年司法の運用というのをうまく機能してきておりますので、この少年の健全育成という理念は維持すべきものだと考えます。

また、私自身は、基本的には刑事手続、少年法部会が始まる段階では、このよ

もうと思います。この点は予測の問題ですし、私自身は少年審判の実務を経験したことがございませんので断定的なことは申し上げられません。ただ、被害者の意見陳述等を認めた平成十二年改正当時の議論を思い起こしてみると、その当時裁判所は、今申し上げた理由から、意見陳述等から更に進んで傍聴を認めることには否定的だったという記憶がございます。

審判については認めるべきではないという意見もありました。確かに、触法少年は低年齢ですでので、被害者の傍聴によつて萎縮してしまつ可能性が類型的に高いということはそのとおりでしようから、裁判所は傍聴を認めるに当たつてその点を考慮しなければならないことは間違ひありません。それは、少年の年齢を考慮要素として明示していくことに表れているとおり、改正法案も当然の前

そういう状況もあるということを承知した上で、それでも傍聴したいという希望を持たれる被害者がいらっしゃる以上、そのことによって傍聴を一律に否定するという理由にはならないと考えます。

この点とも関連しますけれども、審判の状況を知りたいという被害者の要望を満たすためには、傍聴を認めるよりは、例えば調査官が被害者に対する

つまんで少年審判の傍聴についての意見を述べさせていただきました。どうも御清聴ありがとうございました。

○委員長(遠山清彦君) ありがとうございました。

次に、角山参考人にお願いいたします。角山参考人。

○参考人(角山正君) 日弁連副会長の角山でござ

しかしながら、今回の部会の審議では、裁判所側からは傍聴を一律に否定するという意見は出されませんでした。それは、この間に基本法が成立したことなどで被害者の権利利益の保護に関する裁判所の認識が変わったということもあるのかかもしれませんけれども、それ以上に、平成十二年改正後、被害者の意見陳述というのが多数行われまして、最近では被害者側が希望すれば原則としては審判庭で少年を前にしての意見陳述を認めていくという運用がなされる中で、被害者や少年の状況というものは事件によって様々であり、被害者の傍聴を認めたとしても一律に審判の機能を害することにならないんではないかという印象を裁判官の方が持たれるようになつたということによるものではないかと思います。

もちろん、被害者の方が傍聬することによる少年への影響は全くないとは言えないのでしょうし、また審判の雰囲気もこれまでとはやはり変わるだろうと思います。改正法案が、少年の健全育成という少年法の目的に反しない限りでという前提で立ちつつも、対象事件を傍聴の利益が特に大きいと考えられる一定の事件に限定しているのは、そこそこにきめ細かく判断した上で傍聴を認めるかどうかを決定するというのが改正法案の立場であり、それは支持できるものだと思います。

なお、のこととの関連で、部会では、傍聴を一律に否定しないにしても、触法少年の事件での

提としているところです。しかし、その上で考えますと、触法少年の事件というのもやはり様々ありますと、類型的に未成熟であるから一律に傍聴を認めないというのは、この個別の事案ごとに傍聴の相当性を判断するという改正法案の基本的な考え方方に合わないものだと思います。

それからもう一点、審判の機能を害するといふ点ではやや別の視点から、被害者が傍聴しておりますと、裁判官がそれを意識した審判運営をせざるを得なくなつて、そうなると今までのようには少年に語りかけるということができなくなり、審判の持つカウンセリング的な機能、ひいてはその審判の教育的機能が失われてしまうという意見もございます。

先ほど申し上げましたように、審判の雰囲気が傍聴によって変わることは事実だと思いますので、それが教育的な機能を喪失させることころまで行くのかどうかが問題です。ここは裁判官の力量の問題であると言うしかないと思いますけれども、少なくとも部会に出席された裁判官の方の発言を聞いていて、そこまでの変容はないのではないかというのが私の印象です。

それから、傍聴を認めることへの反対論の二つ目として言われますのは、審判というのは犯罪が受けたのではないか。そうすると、傍聴というのは被害者にとっても望ましくないという意見がござります。確かに、そういうことが起きるというのにはあり得ることであろうと思いますけれども、

してそれを説明する制度が望ましいし、かつ、それが十分であるという意見もございます。しかしながら、審判でのやり取りを実際に自分の目で見耳で聞くということと、他人からその様子を聞くということではやはり本質的な差異がありまして、自分の目で確かめたいという被害者の方の希望というのは十分尊重に値するものだと思います。このことは、部会で被害者の方からのヒアリングをお聞きすることを通じて改めて実感したところです。

もつとも現行法の下では、被害者の方には審判結果が通知されるだけですので、傍聴以外の形で審判の状況を知ろうとしますと、審判記録を閲覧するというしかないわけですが、記録に書かれていることには限界がございますので、その中間的な措置として、裁判所による審判の状況の説明を求めるという選択肢を設けるということ 자체は、傍聴が認められる事件が限定されていることですとか、仮に対象事件であつたとしても傍聴には耐えられないという被害者の方もいらっしゃることを考慮すれば望ましいものだと思います。

そこから私自身、部会において、まあ傍聴を認めるかどうかとは別に、例えば調査官の方が審査の状況を説明するといった運用をすべきではないのかということを申し上げた記憶がございますが、これも、衆議院で可決された修正案の中では、被害者側から申出があつた場合に裁判所が審判の状況を説明するという内容を明文で定めるということになつていて、これも妥当な修正だと思います。

いります。日弁連は、この少年審判における被害者傍聴制度の導入については基本的に反対であるという立場を一貫してまいりました。いろいろこれまで御説明申し上げてきたことを繰り返すことになるわけですから、やや視点変えまして、現実に少年審判の現場、さらには被害者、私自身も娘さんを殺されたという事件の被害者代理人として相当長期にその代理人を務めたという経験もございまして、被害者側のお気持ちも十分分かり、かつて少年審判の実務に携わった者としての経験も踏まえて、若干御意見を述べさせていただきたいというふうに思うわけであります。

私自身、その被害者代理人の経験を通じて、被害者の方々の事実を知りたい、真実を知りたい、少年に向き合いたいというお気持ち、これはまさに生のものとして向き合つてしましましたのでも、そのお気持ちの深さということはもう十分に承知をしております。しかしながら、現在の少年審判というものの持つている基本構造、これを変えるということについてはやはり慎重でなければならぬのではないかというふうに考へておるわけであります。

これは、現在の日本の少年司法は極めて高い水準にあります。国際的にも高い評価を受けております。いい結果を出しているわけであります。これを大きく変えなければならないというその契機は少年審判の中にはございません。結局、被害者の権利利益の保護というものがどれだけ今現在十分に、十分にといいますか、それはどのレベルの結果を求めるかによるわけでありますけれども、

つまんで少年審判の傍聴についての意見を述べさせていただきました。どうも御清聴ありがとうございました。

第三部 法務委員會會議錄第十六號

平成二十年六月十日

[參議院]

少年審判に持ち込むことによって得られるものと失われるものを慎重に比較考量していただきたいということでございます。

もちろん、少年の健全育成、端的に言えばそういう少年の更生改善という問題と、そういう被害者の権利利益の保護という問題、これは全く次元を異にするもので単純に比較することはできません。いずれも意味を持ち、尊重されなければなりません。双方を実務として経験した一人の弁護士としても痛感するわけですが、いずれについてもそれは大切なものであろうというふうに思います。

しかし、事は制度の問題でありますから、制度としてどういう制度が最も適切かということは、やはり全体的な考察ということをしなければならず、日弁連としては、そういう意味において、今まで十分に機能してきたこの少年審判を大きく変えるということに関しては十分に慎重な御審議をいただきたいということをずっとお願いをしてまいりました。

その理由ということは再三申し上げているわけですが、それでも、やはり被害者の傍聴の下で少年が萎縮し、事実を説明したり心情を語つたりすることが果たしてできるだろうかということでござります。さらには、審判を担当する裁判官は、傍聴している被害者に配慮することによって審判の持つている教育的な機能、福祉的な機能、これを十分に發揮することができるだろうかということでございます。さらには、少年の適切な処遇選択に不可欠であるところの少年の特性、生い立ち、家族関係、深くプライバシーにかかる事項、それを取り上げるということに対してもうちょをすることが起きないかということです。

さらには、これは傷つくか傷つかないかは被害者の側の選択ではないかというお話をございますけれども、しかし率直に言つて、審判というの是非常に時間的制約ございますので、審判が行われるのは事件があつてからさほど時間がたつております。そういう、まだ時間が経過せず、端的に言えば内省が深まっているとは言い難い少年を目

の当たりにするということによって、被害者が更に傷つくということは、これは十分に起こり得ることでありますし、現実に私の担当した被害者は、これは事件は娘さんを殺されたという事件だったんですが、加害者は未成年者で、大部分が逆送されて刑事事件になり、一部は家庭裁判所に行つたわけですが、端的に言えば、刑事裁判を傍聴することによって非常に傷ついたということをおっしゃつておりました。つまり、要するに被告人の姿を見ることによって更になぜだという、なぜこういう者たちに自分の娘が殺されたのかという苦しみをそこで言わば繰り返したということだと思ふんですけれども。

しかし、私自身は、それはだけど傍聴するなどいうことは申し上げられず、ただつらい思いをするということは覚悟して行きなさいというふうに申し上げたわけですけれども。しかし、そういう権利があるんだということになれば、それはもう行かざるを得ないということになると思うのですね。そこで、被害者が選べるということではなくて、もし傍聴ができるということであれば、ほとんどすべての被害者の方はそれは傍聴に行かれることはないかというふうに思います。

更に言えば、これは現在の審判廷の構造にも深くかかわるのですけれども、非常に狭い。現在の家庭裁判所の実情からして、あそこで被害者傍聴を実施したときに、何といいますか、問題なく傍聴が行われるという環境にはないということもこれ率直に申し上げざるを得ない。そういうような意味において、仮に傍聴を導入するにしても、十分な物的、人的対応体制を構築して、そこで被害者が二度傷つくことのないようなそういう十分な体制の下に導入をするとということであれば、またそれは一つの選択肢かもしませんが、少なくとも現在の家庭裁判所の審判廷の構造の下に被害者の傍聴を持ち込むということは非常な問題性はないわけでございます。

そういうことで、日弁連としては、この法改正

の重大性にかんがみ、国会において徹底した審議ということを要望してまいりました。率直に申し上げまして、衆議院においてそういう徹底した審議がされたかということについてはやはりいろいろ申し上げたい点もございます。

ただ、その衆議院の審議におきまして、少年法の理念と目的的重要性ということが再確認をされたという形で修正がされたということについては、これは非常に重く受け止めたいというふうに思っております。特に、少年の健全育成を妨げるおそれがないということを明記したということについては、これまで日弁連が申し上げてきたことの一一定の御理解を得たかなどというふうに考えております。さらに、審判傍聴を許すためにはあらかじめ弁護士付添人の意見を聴かなければならぬということも付されたということも、これは非常に大きい意義があるということを明記したということを十分に考慮するということを明記したということも、これは大きなことであるというふうに考えております。

そういう意味で、修正された中身について極めて意義大きいというふうに考えてはおりますが、しかし、今申し上げましたように、現段階における被害者の傍聴の導入ということについて基本的に反対であるという日弁連の立場に変更はございませんので、是非とも参議院においても更に一層慎重な御審議をお願いしたいというふうに考えております。

あと、それから、修正された規定に関しましてはかなり大きな部分が最高裁判所規則の方にゆだねられておりますので、そこでその規則のありよういかんによつては、例えば先ほど、あらかじめ弁護士付添人の意見を聴かなければならぬといふことなどにつきましても、これは少年及び保護者が付添人は不要であるということを言えば付かないということになつておりますので、その辺、規則の定め方あるいは運用のいかんによつては形骸

化するおそれなしとは言えないというようなどもございまして、そういう意味で、法の趣旨がきちんと最高裁の規則の中に生かされるというようなことをも今後見守つていきたいというふうに考えておる次第でございます。

極めて取り留めのない、個人的な体験も含めて申し上げましたけれども、是非とも意のあるところを御理解いただければというふうに考えております。

ありがとうございました。

○委員長(遠山清彦君) ありがとうございました。

次に、望月参考人にお願いいたします。望月参考人。

○参考人(望月廣子君) 社団法人被害者支援都民センターから参りました望月です。

本日は、参考人として意見を述べさせていただく機会を与えられましたこと、ありがとうございました。

初めに、私が所属する被害者支援都民センターについて少し説明させていただきます。

都民センターは、平成四年、当時、東京医科歯科大学の教授であった山上皓先生によって、先生の研究室に日本で初めて設置された犯罪被害者相談室が発展的に改組され、平成十二年四月、東京都港区に開設されました。平成十四年五月には東京都公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け、以後、その規定に基づき犯罪被害相談員、犯罪被害支援員がボランティアスタッフとともに様々な被害者への支援活動を行ってきました。

具体的な支援の内容は、電話、面接、メールなどによる相談支援、自宅訪問、病院、警察署、検察庁、裁判所等への付添い等の直接的支援、自助グループの開催、犯罪被害者等給付金の申請補助、そのほかシンポジウムやキャンペーンの開催、広報誌の発行、ホームページの開設や講演などを行っています。

実際の支援においては、生活面を支える支援、

司法手続に関する支援、そして精神面を支える支援という三つの視点に立ち、様々な専門機関との連携を図りながら被害者への総合的な支援の提供を目指して支援活動に取り組んでいます。

本日は、被害者を支援する立場から主に少年審判の傍聴にかかる改正案について、今まで行ってきた支援の体験を踏まえて意見を述べさせていただきたいと思います。

都民センターは開設以来八年目を迎えており、犯罪の被害に巻き込まれるという過酷な体験の中でも人生を寸断され、それまで当たり前のように持っていた社会や周囲の人々に対する安心感や信頼感、生活者としての感覚や充足感、将来への展望など一度に失つてしまふ被害者に数多く接してきました。

そして、そのような被害者から、日常生活を維持し、失つてしまつたものを少しづつ取り戻していく道筋がどんなにつらく厳しいものであるか、様々な言葉で何度も何度も語られるのを聞いてきました。被害者がたどる被害からの回復の道のりは本当に想像を絶する困難なものであるといつもは被害者のまま放置され、忘れられることになってしまふのではないかと感じます。

都民センターでは、開設当初から自助グループを開催していますが、毎月一回、殺人事件や悪質な交通犯罪等で家族を失つた遺族が集まり、日常生活の中で感じる様々な思いを語り合っています。少年事件で息子さんを亡くしたお母さんも参加していますが、刑事案件とは異なり、事件の状況や加害者についての情報がほとんど得られず、なぜ息子が殺されなければならなかつたのか、加害者はどのような少年でどのような理由があつて息子を殺したのか、息子の感じた恐怖や痛みはどうなものだったのか、息子は最後にどんな言葉を残したのかなどなど、真実を知りたい、納得のいく事實を知りたいという事件直後の思いは本当に切実でした。

都民センターでは、毎年自助グループ参加者の遺稿集を出していますが、第三集に載せられたこのお母さんの言葉を抜粋して読ませていただきます。

平成十二年、見ず知らずの少年四人により息子は一瞬にして命を奪わってしまいました。殺された怒りはいまだに消えることはありません。被害者には加害少年らの情報は何も入っていません。子供が殺されたのだから被害者には当然知らされると私は思っていました。しかし、現実は違いました。思わず私は息ができないような思いにさらされました。今、加害少年らは遺族の私が知らない間に開放になっています。こんなこと信じられない間に私は思っていました。こんな現実おかしいと思いません。こんな現実おかしいと思いません。間違つてしまふのではなく、いつまでも被害者は本当に想像を絶する困難なものであるといつもは被害者のまま放置され、忘れられることになつてしまふのではないかと感じます。

このお母さんはその後、大変な思いをして民事裁判の中で加害少年と会うことを実現させました。そして第四集の遺稿集の中で、これで良かったのかどうかは分かりませんが、今まで何も分からず悶々としていた気持ちが、何か一步進めたような感じで良かったと思つていますと、そのときの気持ちを述べています。

私たち、このお母さんを支援する過程の中で、被害者にとって事件の背景や加害者の様子や、犠牲になった家族の状況を知ることがどんなに大切なことであるのか改めて感じさせられました。自分の中から適切な支援の方針や方法を探りで見つけ出していくという状態でした。そして、被害者の権利がいかに見過ごされ放置されているかといふことを、被害者とともにあらゆる機会に訴えていくという状態でもあったように思います。

平成十六年に私たちの念願であった犯罪被害者等基本法が成立し、翌十七年に犯罪被害者等基本法が閣議決定されたときは、被害者支援の充実のために活動を続けてきた多くの被害者や支援者のことを思い、胸が熱くなりましたが、同時にやつとスタートラインに立つことができたというほっとした気持ちを実感することもできました。

確かに、平成十七年度以降、被害者や被害者支援を取り巻く状況は少しずつ変わってきていると思います。警察署でも、被害者の心身の状態に配慮しながら無理のない対応を心掛けてくれる担当者が増えていくように思います。検察官でも、担当の検察官が被害者との連絡を密にし、公判前と公判終了後に説明会を開き、被害者が望む情報を提供に努めてくれます。また、被害者の負担を軽減し、少しでも安心して公判に臨むことができるよう、私たち支援員の付添いにも積極的に協力

は非常に困難なものになってしまいます。被害者が事件の背景を知りたいと思う気持ちは当然のことであるとは非理解していただき、少年審判への傍聴を認めていただきたいと願っています。

少年審判の傍聴は、少年の保護育成を目的とする少年法の理念に反するものになるという多くの意見を耳にします。また、被害者が傍聴することによって、少年が萎縮し何も言えなくなってしまうのではないかという意見も聞きますが、私たちは、罪を犯してしまった少年の立ち直りに反対するものはありません。少年の保護、更生を支援していくのはとても重要なことだと認識しています。

しかし、少年の権利を保障すると同時に、今まで余りにも忘れられていた被害者の権利も守らなければなりません。少年の権利も守らなければなりません。少年が萎縮したいと願つことは、決して無理難題を主張することにはならないと思いま

す。

市原刑務所でも、家庭裁判所の交通講習でも、直接の被害者、加害者が向き合うことはありませんが、自助グループのメンバーの語る一つ一つの言葉を受け止めている様子はしっかりと伝わってきます。間接的にはあれ、実際に被害者の存在を知ることで加害者も新たな一步が踏み出せるのではないかと感じています。罪を犯した少年にとても、被害者と向き合うことが更生の第一歩になるのではないかと願つています。

今、私が被害者支援にかかわった当初のことを振り返つてみますと、やつとここまでたどり着いたという思いに駆られます。当時は、外国の文献などはありましたが、被害者支援の専門家はいな

いと言われる状況にあり、私たち一人一人が、支援の中から適切な支援の方針や方法を手探りで見つけ出していくという状態でした。そして、被害者の権利がいかに見過ごされ放置されているかといふことを、被害者とともにあらゆる機会に訴えていくという状態でもあったように思います。

平成十六年に私たちの念願であった犯罪被害者等基本法が成立し、翌十七年に犯罪被害者等基本法が閣議決定されたときは、被害者支援の充実のために活動を続けてきた多くの被害者や支援者のことを思い、胸が熱くなりましたが、同時にやつとスタートラインに立つことができたというほっとした気持ちを実感することもできました。

確かに、平成十七年度以降、被害者や被害者支援を取り巻く状況は少しずつ変わってきていると思います。警察署でも、被害者の心身の状態に配慮しながら無理のない対応を心掛けてくれる担当者が増えていくように思います。検察官でも、担当の検察官が被害者との連絡を密にし、公判前と公判終了後に説明会を開き、被害者が望む情報を提供に努めてくれます。また、被害者の負担を軽減し、少しでも安心して公判に臨むことができるよう、私たち支援員の付添いにも積極的に協力

してくれます。

今まで被害者の生活面を支えるために私たち支援員が一方的に連携を取ることに努めてきた行政機関も、被害者支援をするための人材育成や被害者専門の相談窓口の設置に向けた計画などに取り組むようになってきています。昨年の十一月からは保護局でも新制度の施行が始まり、その制度を利用して加害者の仮出所や仮退院について自分の心情を伝えたり、加害者の情報を得ることで不安感を軽減することに努める被害者も増えているのではないかと思います。

少年法も、このような時代の流れの中で見直され、改正されることになったのではないでしょか。少年の保護育成に重点が置かれ、被害者への配慮に欠けた法律は余りにもバランスが悪いと思います。本当に知りたいと思う情報は全く知られず、ただ自分を責めながら、消えることのない悲しみや苦しみを背負い、それでも現実を生きていかなくてはならない多くの被害者の犠牲をこれ以上見過ごしてはいけないと私は思います。

犯罪被害者等基本法の前文には、国民のだれもが犯罪の被害者となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならないという文言があります。私たちはこの前文からのメッセージをしっかりと受け止めなければならぬと思います。犯罪の被害者になるということは決して人ごとではありません。だからこそ、真摯に被害者の言葉に耳を傾け、被害者の思いを受け取り、被害者の回復のために何をしていくべきなのか、真剣に取り組んでいかなければならぬと思います。たたかれていたしました。

○委員長(遠山清彦君) ありがとうございました。
参考人。 次に、徳地参考人にお願いいたします。徳地参考人。

○参考人(徳地昭男君) 昭男と申します。

本日は、私の意見を述べる……

○委員長(遠山清彦君) 御着席の上で御発言いた

だいで結構です。

○参考人(徳地昭男君) 私が意見を述べる機会を与えていただきまして、御礼申し上げます。

私は、昭和四十三年、当時の厚生省の所管であ

ります、非行児童を扱います国立武藏野学院に採用されました、約三十七年間、千八百名の非行少

年、非行少女と一緒に出会いがありました。その

間、十五年間、私たち家族とそれから十二名前後

の少年たちと一緒に一つの棟、いわゆるコテージ

の中で起床から就寝まで二十四時間一緒に生活す

る、そういうふうな仕事をやってきました。七十

八名の子供を社会復帰させまして、扱った児童の

中にはもう既に四十歳になる退所生もありまし

て、今でも手紙とかそれから電話で自分の悩み、

それからまた相談に来たり、また家族のみんなで

元気な姿を、私の方に来まして、そういう者もお

ります。

今回は、私の現場経験を通してちょっとお

話ををしてみたいと思っております。

この施設は少年院と異なりまして、非常に知名

度の低い、非行児童若しくは非行少年を扱う施設

なんですが、感化院時代から現在の児童自立支援

施設まで約百二十余年間の長い歴史と伝統のある

施設であります。貫して保護者の監護能力に問

題のある子供が対象でありまして、今で言います

虐待児童を受け入れ、それに対する行動化が実際、

非行という、そういうふうな問題行動として現れ

た、そういうふうに考えられております。

平成十年に五十年ぶりに児童福祉法が改正され

まして、私が勤務した当時は、単に不良行為をな

らず少しづつ気持ちが素直になります。やがて落

ち着きを取り戻しまして、また夫婦職員とかはか

の職員とのそういうふうな交流を通じまして、少

しずつ少しづつ大人に対する不信感を取り除いて

心を開いていくわけです。

平成十年に五十年ぶりに児童福祉法が改正され

まして、私が勤務した当時は、単に不良行為をな

らず少しづつ気持ちが素直になります。やがて落

ち着きを取り戻しまして、また夫婦職員とかはか

の職員とのそういうふうな交流を通じまして、少

しずつ少しづつ大人に対する不信感を取り除いて

心を開いていくわけです。

施設は自然に恵まれた環境の中で存在しまして、その自然との触れ合いの中で子供たちは少しずつ少しづつ気持ちが素直になります。やがて落ち着きを取り戻しまして、また夫婦職員とかはかの職員とのそういうふうな交流を通じまして、少しずつ少しづつ大人に対する不信感を取り除いて心を開いていくわけです。

施設は自然に恵まれた環境の中で存在しまして、その自然との触れ合いの中で子供たちは少しすこ少しづつ気持ちが素直になります。やがて落ち着きを取り戻しまして、また夫婦職員とかはかの職員とのそういうふうな交流を通じまして、少しずつ少しづつ大人に対する不信感を取り除いて心を開いていくわけです。

施設は自然に恵まれた環境の中で存在しまして、その自然との触れ合いの中で子供たちは少しすこ少しづつ気持ちが素直になります。やがて落ち着きを取り戻しまして、また夫婦職員とかはかの職員とのそういうふうな交流を通じまして、少しずつ少しづつ大人に対する不信感を取り除いて心を開いていくわけです。

施設は自然に恵まれた環境の中で存在しまして、その自然との触れ合いの中で子供たちは少しすこ少しづつ気持ちが素直になります。やがて落ち着きを取り戻しまして、また夫婦職員とかはかの職員とのそういうふうな交流を通じまして、少しずつ少しづつ大人に対する不信感を取り除いて心を開いていくわけです。

特に、重大触法事件というものにかかる児童の中には何らかのそういうふうな診断名が付いている児童が多く入ってきおりました。重大事件に對しては、このような児童はいかに事件に真剣に向き合うかが必要なんですが、この診断名の付いている子供というのは他人にはなかなか見えにくい、それから理解でき面が多々あるわけですね。本人の頭の中は他人には見えませんが、当然、パニックになつてしまったり、事件についても淡々と語りかける、初対面の人に対しても非常になれなれしい、そういうふうな態度を示す者もあります。

ある重大事件の鑑定人からの話があるんです。五月一日付けの統計ですが、国立武藏野学院の家庭的な状況を見ますと、母のみの家庭が六七%、それからお父さんのみの家庭が八%、いわゆる一人親家庭が七五%を占めています。それでは両親そろつている家庭はどうかといいますと、たつたの一三%が両親がそろつている家庭であります。そのための反省なのか、それからまた、そういうふうな態度かということで厳しい指導があつたといふことを聞いております。本人としましたら、いつも変わらないまじめな応答態度だと思つていますが。

施設入所後、うちの場合は精神科のドクターとかそれからまた心理職員が定期的なカウンセリング、そういうふうなものを行いまして、矯正施設での贖罪指導、今では被害者の視点に立つた教育という呼び方で呼んでおりますが、我々の施設では事件への直面化ということで、そういうふうな重大事件の子供に対してやっております。事件そのものを想起させようとしても、なかなか彼らはよく思い出出すことができないという、そういうふうなことを語ります。必ずしも意識的に隠していくことが多いことはないかと思います。何回かの面接を繰り返すうちに職員の信頼関係もできる、それからまた詳細に事件のこととを語り始める、そういうふうになつてきます。それからまた、感情を伴つて事件を想起したり、それからまた本当の意味での事件に直面化でき、また反省を語ることができます。しかし、この期間ではできません。

せん。非常に長期間を掛けてやらなければそういうことは実現できません。

と大体が精神的に非常にやつぱり未成熟、それからまた基礎学力が非常にやつぱり著しく劣つてお

審判を傍聴することが何が問題になるのか、これは当然そういうふうな意見はあります。また、そ

以上です

遠山清彦君)

入所児童の多くの中では、学童の児童も非常におります。こういうような児童に関しては、情操

ります。大体今、平均児の学力は小学校三年生ぐらいしかありません。入所時の年齢は中学二年生

ういうふうな意見を私は尊重しなければいけないのかなという感じはあります。

以上で参考人の意見陳述は終わりました。

の安定上、家庭的な保護を必要とする年齢であります。しかし、施設では虐待経験を有する子供が非常に多いです。全国の児童自立施設では、 67% 、

三年生、こういう少年が大部分なんですが、学力は非常にやはり劣るということです。

従来の少年司法機関が被害者への配慮若しくはそういう十分な説明責任、これがやはり十分でなく、また情緒的、心理的なうつりふうな態度が

これより参考人に対する質疑を行います。

私が勤務しました国立武藏野学院では八三%が何らかの虐待を被っている児童という。こういうふうな児童は、特にやはりまた特異な行動を示します。非常にやつぱり衝動性が高い、それから行動化の際に非常に解離現象という、例えば喪失感とかそれから感情的に受容できないとか、施設の中では無断外出、いわゆる逃走事故を繰り返すとか

非常に劣る児童が多いです。それからまた、先ほど来出ておりますそういうふうな審判の場に被害者の若しくは被害者の遺族が同席した場合、彼らが更にやつぱり萎縮し、それからまた自分の意見を十分に述べるということに関してはなかなかかねて手な面がありますので、十分に内容的には伝わらないかと私は思います。

くまだ済白 心理的なをうしなぎな支援が十分であった、これが一つの原因ではないかと思つております。特に、被害者がこの日で加害少年を見たい、それから事件に関係するいわゆる事実関係、こういうふうなものを見非知りたい、これは当然かと思います。こういうふうな主張は私自身はよく理解できます。二〇〇〇年で改正され新設されました被害者等の意見聴取制度が周知

○松岡徹君 民主党の松岡徹でございます。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、参考人の皆様におかれましては御答弁は簡潔にお願いしたいと存じます。

あとはパニック状態に陥るとか、そういうふうな解離現象を起こします。

また、重大事件の場合、必ず少年審判の中で処遇勧告というものが付きます。何回かの、裁判官

く、また経済的、心理的な支援があるなど、十分ではありません。これが一つの原因ではないかと思つております。特に、被害者がこの目で加害少年を見たい、それから事件に関係するいわゆる事実関係、こういうふうなものを是非知りたい、これは当然かと思います。こういうふうな主張は私自身はよく理解できます。二〇〇〇年で改正され新設された被害者等の意見聴取制度が周知されたとは言えておりません。被害者の心情とか主張、こういうふうなものを正確に受け止めまして

○松岡徹君 民主党の松岡徹でございます。
四人の参考人の皆さん、本日は本当にありがとうございます。
うござります。また、貴重な意見を聞かせていただきまして是非参考にしていきたいと思います。
そこで、幾つか、限られた時間ですので、絞つ
おかれましては御答弁は簡潔にお願いしたいと存
じます。
それでは、質疑のある方は順次御発言願います。

審判のとき、そういうふうな状態を見たり、またぼつとてみたりあくびをしてみたり、そういうふうな態度を、加害少年を前にした場合、被害者若しくは被害者の遺族の方は、その診断名若しくはそういうふうな根底に虐待があるとか、そういうふうなことが存じてない方が多いかと思います。そうした場合、そういうふうな具体的な面を目にした場合、非常にやはり精神的なショックを受けます。若しくは感情的な見方になりました。それからまた不信感、最悪な場合はまた憎悪を募らせる。そういうふうなことがありました、今後のやはり対応には大きな大きなやつぱり支障が想定されるかと思います。

それから調査官が動向観察ということで施設の方に何回か出向きます。それからまた、裁判官、調査官、それから関係書記官を含めまして、何回かの対象児童につきましてケースカンファレンスとすることを実施するわけです。しかし、その中で施設の処遇内容とかそれからまた家族の状況それから施設内での生活、それからまた事件に対する謝罪の意識を持つているのかそれからまた被害者に対する慰謝、それからまた最終的には退所先をどうするか、そういうふうなものを種々検討するわけですが、こうした状況の下で、加害者の情報というものは裁判所が非常にやはり把握しているわけです。ですから、こ

とが必要かと考えております。
前述しましたとおり、加害少年若しくは加害児童、特に年少の少年は、体型は年齢相応でも非常に同じように劣る、そういうふうな児童が非常に多い。特に、やはり先ほど来申しましたところ、被害者と審判廷で顔を合わせる、それだけでもパニックになる、そういうふうな性格特性を持つていてる少年もいるということ。それからまた、そういうふうな被害者の方に対して特異な性格特性をやはり知つてもらう必要もあるのではないかと私には思えます。

て質問をしたいと思いますが、まず川出参考人にお聞きしたいんですが、先ほど、私たち、少年審判、少年法の趣旨というのをどういうふうに理解するのかといったときに、一般の刑事事件とは違つて、なぜこのような小さな子供たちがこのような犯罪を犯すのかということを私たち社会で一般的の刑事事件とは違う物差しで見てきたはずなんですね。それは、子供、少年がゆえの特性といいますか、そういうことを考慮し、そして審判の結果とすれば、その更生やあるいは少年の立ち直りというものを実現することによってその目的を達成していく、ということがあると思います。我自己も、少年がなぜこんな犯罪を犯すのか、

少年審判というのは、重大事件であっても事件発生からやつぱり比較的短期間のうちに行われております。これらの少年たちは、冷静に自己の行為を見詰める若しくは被害者の苦しみ、そういうものにはなかなかやつぱり共感できません。そのような少年を目の当たりにするに当たり、更に被害者に対する心の傷を深めることにはなりかねないかと思つております。

年少加害少年、体型的には非常にやはりそれなりの体型していますが、彼なんかの内面を見ます

ういうふうな情報を是非ともやはり被害者の方に支障のない範囲で情報提供してほしいと私自身は思つております。

今回、やはり改正の大きな大きな問題点は、重大非行の被害者若しくは遺族に対する少年審判の傍聴制度ということに対する新設にあるわけです。成人の事件に関しては当然自由な傍聴ができるのに、なぜ少年審判はできないのか。ましてや、重大な非行、殺人若しくは傷害致死等、こういうふうな被害を受けた被害者といいますのは、少年

今では、必要に応じまして被害者に、少年審判に参加し、若しくは意見聴取が試行的にされていふると聞いております。実際、加害少年に対しまして、被害者若しくは遺族の方から加害少年に対して非難をしたり、それからまた場合によつたらプライバシーが一般社会に流出したり、そういうふうなケースがあると聞いております。こうしたような防止策も検討しながら、被害者の主張に立つた、若しくは沿つた少年審判の改善を望みたいと私自身は考えております。

先ほど德地参考人の現場の経験からもおっしゃつておりましたけれども、なかなか理解のできないところがありますが、考え方の背景とすれば、その少年が育ってきた社会的背景とかそいつたものが大きく少年に影響しているということも否めない事実だというふうに思つていいわけです。少年法の趣旨は、そういうことを含めて対処していくというのが基本だというふうに私も今も思つてはいるのですが、今回の被害者の傍聴を認めていくという少年法の改正については、一般的

被害者救済法ができまして、その趣旨はよく分か
るわけであります。

そういう意味で、問題は、それがこの少年法の
趣旨で言う目的を阻害することになりはしないか
という議論になるわけでありまして、その中で、
川出参考人がおっしゃったように、例えば審判に
与える影響も当然あるであろうということをおっ
しゃっておりまして、問題は、それをやるのは裁
判官の力量の問題というふうにおっしゃいまし
た。

私たちも、例えば審判のところにかかわって、
あるいは傍聴することによって審判に与える影
響、そのことが少年法の目的である加害少年をど
ういうふうに更生させていくかということに影響
を与えるんではないのかというふうに、我々も当
然そういう視点で心配をしています。それは、決
して被害者の権利を抑制しようということではなく
くて、その趣旨をどういうふうにしようかとい
うことでありまして、それが裁判官の力量というふ
うになると、ちょっと、極めて乱暴だというふう
に私は考へるんですね。そういう意味で、幾つか、
まだ傍聴にかかわって議論があるところはたくさん
あると思うんですね。

そういう意味では、もう一度、川出参考人には、
どういうふうな、傍聴によつてその少年法の趣旨
に与えるような影響というものを考えられるの
か、それは今の段階で避ける方法、回避する方法
はどういうよなことがあるのかということをお
聞きしたい。

同時に、角山参考人にも同じ趣旨で、例えば弁
護する側からすればあるいはそいつた影響をど
ういうふうにお考へなのか、併せて角山参考人か
らも同じ趣旨でお聞きをしたいということであり
ます。

それと、望月参考人にお聞きしたいんですが、
被害者自身が今までずっと蚊帳の外に置かれてき
たというのも私たちもよく分かりますし、そう
いったことを乗り越えていこうということで救済
法ができたというのも重々分かっています。被害

者の方たちが、先ほどおっしゃったように、なぜ
私たちの家族がどういう状態で死ななくてはなら
なかつたのか、この事実をまず知りたいと、その
人生の立ち直りにしていきたいという気持ちも
私も重々よく分かります。そういう意味で、傍聴
というのがその第一歩だというふうに思つている
んです。

それは、そういう意味も私もよく分かりますが、
要するに被害者の救済といったときに、私は被害
とは何なのかということを考えたときに、まず
やつぱり情報とかそういうことを知るということ
と、やつぱりしっかりと伝えていくといいますか
与えると、公開するというか、そういうものとア
クセスできるという環境をどうつくるかというの
は非常に大事だと思います。それが、傍聴がすべ
てではないと私は思つています。

それと、被害者の救済というふうに考へれば、
望月参考人らが活動していらっしゃる内容につい
て、私は心から敬意を表したいと思います。被害
者が持つ心の痛みや精神的なつらさというものを
サポートするという立場というのがいかに大事か
というの、私は私自身の体験からもよく理解で
きます。そういう活動をされていることに敬意を
表したいと思いますけれども、彼らのこういった
心の痛みとか精神的なつらさをどう支えていくの
かという方法が、これ以外にどんなことがあると
いうふうにお考へなのか。あるいは、被害者を救
済する場合は、それを何か更に強化するように、
例えば経済的に窮地に追い込まれるとかいうこと
が当然のように被害者の中にはありますね、それ
を一体だれが支援するべきなのか。すなわち、被
害者の方々の思いは傍聴一点だけではないと思
います。被害者の救済というのは、事実を知り、事
実とアクセスできるということとか、あるいはそ

ういうふうにお考へなのか。すなわち、被
害者の方々の思いは傍聴一点だけではないと思
います。被害者の救済というのは、事実を知り、事
実とアクセスできるということとか、あるいはそ
ういった心の痛みとか精神的なつらさをどうケア
する、あるいは支えていくのかという体制をどう
つくっていくのか、あるいは経済的なダメージに
ついても、裁判官の力量ということを申し上げ
ます。被害者の救済というのは、事実を知り、事
実とアクセスできるということとか、あるいはそ

うことが当然あると思います。そういうたことを
含めたものとしていかなくてはならないと思う
ですね。

おっしゃったように、被害者の方々の中には、
人生の立ち直りにしていきたいという気持ちも
私を受け入れることによって被害者のこれから
の人生の立ち直りにしていきたいという気持ちも
私を重々よく分かります。そういう意味で、傍聴
というものがその第一歩だというふうに思つている
んです。

いや、私は傍聴もしたくないという方もいると、
がすべてかということではないと思いますので、
それ、傍聴以外の被害者支援の在り方、あるいは
情報のアクセスの在り方というものをどういうふ
うな意見を持つておられるのか、お聞かせいただ
きたい。

それと、徳地参考人には、これまでの徳地参考
人の活躍といいますか活動に頭が下がる思いであ
りますが、少年審判の趣旨からすれば、是非とも、
少年法の趣旨目的であるものがこれまでの歴史
の中でどれぐらい達成できてきたのかといつ検証
が必要だというふうに私は思っています。少年
法の趣旨では、その間に、少年ゆえに持つ
様々な幾つかの問題点、先ほどおっしゃっていた
様な、あるいは立ち直りをさせていくのか、そ
のほか、あるいは立ち直りをさせていくのか、そ
して自らの罪にどういうふうに向き合わせるの
か、それにどういうふうに責任を持つていくよう
な人生を歩むような更生をさせていくのかとい
うことは非常に大事だと思うんですね。

それで、今までやつてきた活動の中で、経験か
らで結構あります、例えばこういう点が足ら
ない、あるいは加害者の更生にとってこういう点
が足らない、こういうことが課題だということにな
らしあれば、お聞かせいただきたいというふうに
思います。

以上です。

○委員長(遠山清彦君) 各参考人からそれぞれ
二三分以内に御答弁をいただければと思います。
質疑時間限られております。最初に、川出参考人、
○参考人(川出敏裕君) 御質問のあつた点です

が、まず少年審判が何が成人の場合と違うかとい
うのは、御指摘のとおり、その少年のこれまで育つ
ていた環境ですとか少年の内面の問題、そういう
ものを非常に詳細に明らかにした上で、それを審
判の中で少年に今までの自分の問題点も認識させ
るような形で考えさせると、それと行つた非行
事も含めて考えさせるというところに少年審判の
機能があるのだろうと思います。

その点で、傍聴が認められた場合どういう影響
があるかというのは、二つ申し上げましたが、一
つは、そういういろんな情報が出てきにくくなる
だろうということはもちろんあるわけですね。そ
れからもう一つは、考えさせるということですと、
裁判官といろいろ取りをする中で自分の問題
を考え、何か発言するということがしにくくなる
んじゃないかなと、その二つの点があるんだろうと
思います。

プライバシーの情報に深くかかわる情報が出て
こなくなるんじゃないかという点の対処として
は、これは、例えば非常にプライバシーにかかわ
る事項を調べるような場合については一時的に被
害者の方に退席していただくというような措置も
可能でしようし、それから少年が話しづらくな
るという点であれば、本当にもうそこまで行つ
てしまふ場合、当然被害者の方がいらっしゃる場
合には少年は緊張するでしょうから、そうでない
場合とは当然違うんですけども、緊張というこ
とが進んでいつてもう物も言えなくなると、また
緊張して考へることもできなくなるというところ
まで行けば、もうそれは相性を欠くということ
で傍聴が認められないということになるんだろう
と思います。そういう点での対処ということにな
ると思います。

それから、裁判官の力量ということを申し上げ
たんですが、あの趣旨は、少年審判というものは職
権主義で行うのですから、刑事裁判と違つて、
まさに裁判官が主宰して少年に語りかけ、いろい
ろ話を聞き出し、少年に考え方とするということ
だつたと思うんですね。そういう点では、通常の

審判でもやはり裁判官の力量というのはまた決定的な意味を持っている私は思います。

そうだとすると、傍聴があつたときに、その批判として、傍聴を被害者がしていらっしゃると、要するに被害者のことだけを考えてしまつて今までのように働きかけができなくなるというのは、

そうなるかどうかというのはやはり裁判官の力量だと思うんですね。そのときにもう一律にそうなつてしまふということではなくて、やはり裁判官が、被害者の方がいたとしても今までのような教育的な働きができるというふうに考えるかどうか。それは私が部会でお話を伺つた裁判官の方からの印象では、それはできるだろうというふうに思います。

○参考人(角山正君) 今の点についてですが、やはり二つの矛盾した目的に裁判官が言わば仕えると言わば引き裂かれる形になるんではないか。つまりこの場面で被害者の心情に配慮すべきか、それともいま一歩踏み込んで言わば少年に対しこういう言葉を掛けるべきかと。そのときに、それは当然ちゅうちよ、葛藤が生ずるわけで、それは力量によつて解決できることなのかなというのが率直な疑問です。

更に言えば、被害者が加害者と対面したいといふ物すごい気持ちを持つ、これは私の経験からも分かります。ただ恐らく審判廷というのは対面するに最も不適切な場面ではないんだろうかと。先ほど、矯正の場面で被害者と、言わば一定のプログラムを経て本当に被害者に向かう場合が更生改善が必要だという、その場面こそがある意味で最も向き合うに適切な場面なのであって、処遇を決める審判の場ということは恐らく被害者と加害者が対面するには最も不適切な場面ではないかと。これは刑事裁判でも同じで、多分傍聴することによって、言わば自分のそういう納得といますが、加害者と向き合うということが全く実現しないということがこれ実情です。それは経験した被害者がそうおっしゃつております。だから、私はどこかでやはり加害者はきちんと

被害者に向き合わなければいけないと思います。ただし、それは刑事裁判でいえば刑確定後である

うし、少年審判であれば、言わば処遇が決まり、そういう更生改善のプロセスの中でだろうと。そちらの方を考えるべきであつて、何か今ある審判のところで傍聴という機会をとらえて向き合えど

いうのは余りにもちょっと便宜的ではないのかなと。それは被害者にとつても決してプラスではないというふうな理解をしております。

○参考人(望月廣子君) 今御質問の中についたように、確かに被害者というのは総合的な支援に支えられることが絶対に必要だと思いますね。しかも、事件直後から時間の経過を経る中で、その時々に問題を整理して優先順序を決めて、その方に適切な支援を提供していくことが絶対に大切だ

と思つています。

そういう意味では確かに裁判の傍聴というのはその一部分だと思うんですけども、私たち刑事裁判の付添いをする中でやつぱり嫌だとおっしゃる方もいらっしゃいます、もう聞きたくない

しますよといふうにお伝えすると、ではお願ひしますと言つて、そのことに関してやつぱり事実を、裁判で何が起きたか知らせていただいて本当に良かつたということをおつしやる、皆さんおつし、見たくない。でも、代理傍聴をすることもできますよといふうにお伝えすると、ではお願ひしますと言つて、そのことに関してやつぱり事実を、裁判で何が起きたか知らせていただいて本当に良かつたということをおつしやる、皆さんおつしやります。

そういう意味で、大げさな言い方をしますと、被害者というのは人生を再構築していくかなくてはならないわけですね、被害後。その中で、やつぱり本当にあつたこと、事実をしっかりと知つて、それを苦しいんだけれども受け入れる。もうどんな施設には、そういうふうな対応をする医者若しくは精神科の医者ですね、それからまた心理的ないわゆる臨床心理士、心理専門的な職員、そういう

ふうな職員を是非ともやはり施設には配置しなければならないということが一点です。

武藏野学院の場合は、一年六ヶ月が平均的な在所期間ですが、なかなか退所した後、家庭的な環境に非常に大きな問題があるということを先ほど申しましたが、中には入つてくる前以上に環境的

たいというそういう一点で、やはりそういうものが改正されることを祈っています。

○参考人(徳地昭男君) それでは、実際の施設の課題ということですので、お答え申し上げます。先ほどちょっとお話しした中で、児童福祉法が改正されまして、非常にやはり精神医学的な診断が付く児童が非常に多く入つてくるようになつた、もう一点、被虐待児の子供も非常に多く入つてきた。そういうふうな少年たちは特異な行動パターンを示すという、そういうふうな少年が非常に多いです。

その場合、当然、今までの単に不良行為を犯す若しくは犯すおそれのある子供ですと集団的な処遇ということが非常にやはり効果的な処遇方法なんですが、こういうふうな医学的な問題のある子供というのは、集団的な方法ではこれはやつていけません。ということは、おのずとしまして個別対応が必要なんですね。集団から離しまして、そういうふうな行動化した場合は職員が個別対応するという。

そうした場合、当然、単なる職員が絶えずやはりそういうふうな子供と一緒にいるということは相当エネルギーも必要ですし、場合によつたら、職員との関係性が不調に終わつたときは職員が担当やはり精神的に参つて、場合によつたら休職になるようなケースも多々あります。

ですから、そういう場合、必ずそういうような施設には、そういうふうな対応をする医者若しくは精神科の医者ですね、それからまた心理的ないわゆる臨床心理士、心理専門的な職員、そういう

ふうな職員を是非ともやはり施設には配置しなければならないということが一点です。

もう一点は、特に施設退所した後のアフターケアの整備、これをやはりある程度整備しなきゃいけないと思つております。

武藏野学院の場合は、一年六ヶ月が平均的な在所期間ですが、なかなか退所した後、家庭的な環境に非常に大きな問題があるということを先ほど申しましたが、中には入つてくる前以上に環境的で被害者の、やつぱり本当に今まで蚊帳の外、ま

に悪くなるような家庭環境が非常に多々あります。そういうふうな下に少年たちが退所し、これは当然やはり再非行する可能性が非常に高くなつてきます。大体二四%が児童自立支援施設の場合は再非行するというようなデータが出ております。

それからもう一点、同じようなアフターケアですが、特にやはり重大事件を起こした少年に関しましての在所期間、これはなかなか退所する先が見つかりません。

まあ、ある少年は小学校の六年生のとき大きな事件を起こしたわけですが、最終的には、先ほど言いました一年六ヶ月が在所平均期間ですが、そもそも事件を起こした少年に関しましては、まだもう重い重大事件の場合はなかなか家庭に帰すこともできませんし、それからまた受入先もあります。それからもう一度、同じようなアフターケアの問題もまたあります。高校に入った後も武藏野学院にいわゆるそのまま處遇継続するという、若しくは四年以上も中に入っているという、そういうふうなケースがありますもので、是非ともそういうふうなアフターケアの問題含めまして、重大事件の退所先のそういうふうな改善案、改善策も何かこれからは講じなきやいけないかと私自身は思つております。

○松川徹君 ありがとうございました。少年法の趣旨といふものは、要するに少年が犯した事件をどう解決するか、それによつて生まれた被害者をどう救済するかという観点からも、私はその趣旨をより発展させていかなくてはならないという立場であります。

少年たちが自分の犯した罪を真正面から受け止め、本当にその罪の重さを自覚して更生していくことがなければならないことがなければ、そういう結果を生み出さなかつたら、被害者の真の救済にもつながらないだろうというふうに私は思つていています。

そういう意味では、今回の傍聴によつて少年法のそういう趣旨がゆがめられるということになつてはならないという立場でありますし、一方で被害者の、やつぱり本当に今まで蚊帳の外、ま

さに、立ち外に置かれていた被害者の人たちの実態をしつかりとつかまえて、彼らを本当に救済するという措置を責任持つた者としてこれからも継続して課題として取り組んでいかなくてはならないというふうに思つておりますので、皆さん方の今日の意見を是非とも参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

○山内俊夫君 自由民主党の山内俊夫でござります。

今日は参考人の皆様方、貴重な時間、我々のために割いていただきまして、ありがとうございます。

私の質問は、確かに時間がございませんので、今回の少年法の大きな柱であります、四つばかり改正案があると思うんですが、少年審判の傍聴といいう大きな柱、それと記録の閲覧、贈写の範囲の拡大、意見聴取の対象者の拡大、それと成人の刑事事件の管轄の移管等という大きな柱が四つばかりあるんです。私は今回、少年法の一部改正はあるんですが、私は今回、少年法の一部改正は審判の傍聴に絞って質問をさせていただきます。

まず、川出参考人にお聞きしたいんですが、私どこのところにこの二月ぐらいから全国の弁護士会の会長声明というのが随分書面が届きました。一通り目を通させていただいておりますけれども、大体、各三十件ぐらいの会長声明は、共通している部分が、被害者が今回傍聴に参加すれば少年が非常に萎縮してしまうのではないかと、先ほどから議論が随分出ておりますけれども、それで明確な事件の解明がなされないことにつながつてくるし、ひいては健全育成という少年法の大きな柱に多少問題を起こすのではないかという意見なんですね。

それと反対に、今日もお越し頂いております望月さんなんかの被害者の皆さん方の御意見は、確かに被害者としての権利も認めてほしいよと、これがもう長年の念願でありますと、我が身内がどのような形で、どのような状況で命を落としたのかということをやはり知つておきたい、そ

の権利は是非守つてほしいと。私は、今回的一部改正はそこら辺りの葛藤にあるんだろうと思いますし、意見が大変ふくそうもしておるわけでござりますけれども。

もう先ほど申し上げましたように、特に審判廷が少し小さいんだと、それに傍聴すると確かに加害者が萎縮してしまう、まあ少年ですから。そつ

いった問題点が多々あるというのが弁護士会の御意見なんですが、その点について川出参考人に御意見をちょっとお聞かせいただけたらと思うんで

すが。

○参考人(川出敏裕君) 萎縮ということの意味なんですねけれども、意見の中で申し上げましたように、当然、被害者の方が後ろで傍聴されていれば少年は緊張することは間違いないと想います。そ

ういう意味での少年に対する影響というのは当然なる、それから、裁判官からいろいろ働きかけを受けて、何か考えてくださいということであつても考

えも考えることもできなくなると、そこまで行つてしまふ場合も確かにあらうと思うんですね。

ですから、萎縮することはないかと言われば、それはあることもあるでしようというものが私の意

見でして、ただ、それはすべての事件でそうといふことはならないのではないかというふうに考

えております。

○山内俊夫君 ありがとうございます。

そのところにこの二月ぐらいから全国の弁護士会の会長声明といふのが随分書面が届きました。一通

の少年審判といふのは、共通している

ことにはならないのではないかというふうに考

えております。

○山内俊夫君 ありがとうございます。

そのところにこの二月ぐらいから全国の弁護士会の会長声明といふのが随分書面が届きました。一通

の少年審判といふのは、共通している

ことにはならないのではないかというふうに考

えております。

○参考人(川出敏裕君)

これは、ですから、裁判

官の方

が

どう

い

う

対応

を

取

ら

れる

か

か

ヨーロッパ

とかの言わば先進諸国と比較して

んですが、先ほど力量と申し上げましたけれども、その言葉が不適切であれば、要するに、裁判官としては、これは恐らく裁判所もそのように認識して、当然、少年審判を運営する立場から、今までと同様に少年に対する一種カウンセリング的な働きかけというのは当然なさるだろうと。被害者が入つてこられることで、じゃそれが全然なくなってしまうかということは、それはそうではないだろうと思います。

ただ、先ほど角山参考人がおっしゃったように、ある意味で矛盾した側面があるということは間違いないと思うんですけれども、それによっておよ

うことにはならないでしよう。私自身は、そういう面では家裁の裁判官の方の運営というのを信頼していくんではないかというふうに考えております。

○山内俊夫君 そして、角山参考人にお聞きしたトの中にはありました弁護士会の意見の中で、日本が高いとおっしゃつておきました。確かに弁護士会の方も、日本は先進国の中でもう少年非行が極めて少なくて、大変効果を現しているんだと、それは日本の持つ少年審判の言わばおかげなんだ

と、こういうような理由付けされておりますけれども、じゃ具体的に、少年非行が少ないというの

は、どういうところでどう比較されて日弁連はそうおっしゃっているのか、参考人からちよつとお聞きしたいんですけども。

○参考人(角山正君) それは統計的にはもう明らかに出ております。ただし、それがすべて少年審判がすべきらしいからその結果を生じたかといえ

ます。さて、望月参考人によつとお聞きしたいんですけども、やはり日弁連の中に、事件から時間がそれほど経過をしていない段階で審判が開かれることがある、少年の発言や態度によって被害者が更に傷つくこともあるんではないかと、こうい

う御意見が述べられておるんですが、被害者をお話をされている立場、また御自身がそういう立場になつたといふことも体験をされまして、この御意見に対してもお聞きしたいと思います。

○参考人(望月廣子君) 被害を受けたことで、本当にどん底というかもう傷ついているわけですよね。確かに直後といふのはいろんな急性の心身の反応があつたりしていろいろ大変なこともありますけれども、でも、それが加害者のことを知つたら更に傷つくということにはならないと思います。

です。むしろ、そういうことがあつてもやはり締め

出されることの方が被害者にとつては傷つきは大きいと思いますし、締め出されて知ることはできなかつた傷というのは消えることはないですし、それがひいてはやっぱり社会や周囲の人々に対する信頼感の回復を遅める、回復に悪い影響を与えることになつていくと思ひますので、そういう被害者を支えるために私たちのような支援センターがあるわけですから、それは十分、私たち、いろんな意味でケアしながら裁判などに臨めると思いますので、それは大丈夫だと思います。

○山内俊夫君 もう一度、望月参考人にお聞きしたいんですけども、先ほど角山参考人さんから、

その知る権利の手段としては審判が最高の、ベ

ストではないという御意見なんですが、それにつ

いて望月さんのグループが検討、検証をいろいろ

されておられると思ひますけれども、手段として

はどのようにお考えでしようか。

○参考人(望月廣子君) 確かに、例えば閲覧がで

きたりですとか、説明を聞いたりですか、意見

を陳述できたりとか、そういう意味で接触できる

場所、場面、あるいは知る場面もあるかと思うん

ですけれども、やはり、これは私自身が思うこと

ですけれども、自分の大切なかけがえのない家族

が亡くなつたことを人づてに聞いたり、紙一枚で

知らされたりして納得ができるこでは絶対ない

と思うんです。少年の審判を決定する大事な場所

であるからこそ、被害者もやはりそこに参加した

いというのは当然のことだと思います。

○山内俊夫君 ありがとうございました。

じゃ、最後に徳地参考人に少しお聞きしたいと

思いますのは、徳地参考人はもう既に三十七年間、

加害者になつた少年の健全育成また社会復帰とい

うものに大変お世話されておられるというこ

とで、実感として、最近の現代の若者、大体中高生

三十年ぐらい前の子供たちの、言わば社会適応に

おける感覚というのはどのぐらいの差が出てきて

おるか、特徴はどうなのかというのをちょっとお

聞きしたいんですけども。

○参考人(徳地昭男君) 先ほど言いましたとおり、昔は単に非行児童、非行少年が対象児童だつ

たんですけども、今から十年前に法律変わりま

して、一気にやはり対象児童が変わってきたとい

うことを先ほど申し上げましたが、昔はそういう

点では、無意識に一緒に職員と生活すれば、本當

にやはり借りてきた猫のような形で職員の指示、

指導には従うようなタイプの人間が多くつたんで

すね。ということは、本当に非行少年といいます

のは、やはり一回職員との関係性がしっかりとでき

ますと、先ほど言いましたとおり、基本的な信頼

感、これができますと非常にやはり職員にすべて

従う、そういうふうな感覚が多いんですね。

最近の子供、十年以降たつんですが、子供を見

ますと、やはり経済的に裕福な家庭が非常に多く

なつてきました。その反面、非常にやはり自己中心的

な、いわゆる自己中ですね、それからまた親が非

常にやはり権利意識が強い、また親が自分の愛玩

動物のような形でかわいがる。そういう点では

昔のような、経済的に中の下若しくは下の家庭が

大部分、若しくは三分の一ぐらいは大体いわゆる

公的扶助を受けている家庭だったんですけども、

この子はもうこれからいわゆるすりでは飯を食わ

ない、そのため作業で利き指を使つて作業をす

る。そういうふうな対象の子供はまずいないと、

子供の一つの立ち直りといふものは、利き指を使

うか使わないか、これで決まるわけですね。あつ、

利き腕を使いますと指が太くなる、イコールもう

これからはすりで飯が食えない、そういうふうな

子供は必ずもう、作業というものがあるんですが、

強いて使いますと指が太くなる、イコールもう

かなか予後の成績も難しいわけですね。

といいますのは、自分たちでそういうふうなす

りというふうな自覚する意思がないし、また退所

してもやはりこれで飯を食つていくという意識が

強いわけですね。ですから、彼なんかは自分の利

き腕は必ずもう、作業というものがあるんですが、

強いて使いますと指が太くなる、イコールもう

かなか予後の成績も難しいわけですね。

といいますのは、自分たちでそういうふうなす

りというふうな自覚する意思がないし、また退所

してもやはりこれで飯を食つていくという意識が

評価しております。これについて御意見いただい
て、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長 遠山清彦君 德地参考人、簡潔にお願
いいたします。

○参考人(徳地昭男君) はい、分かりました。

私も同意見です。先ほど言いましたとおり、重
大触法事件でいわゆる児童自立支援施設に入つて
くるんですが、こういう少年は非常にやはり、先
ほど言いましたとおり未成熟、精神的に非常に未
成熟な部分も多いし、それからまた、いわゆる基
礎的な学力も非常に顕著な、著しいそういうふう
なことがあるという、また理解力、表現力も非常
に未熟、劣るという感じもしましたので、できま
したら、やはりそういうふうな形でやってもらつ
た方が私自身はいいかと思つておりますので。

○山内俊夫君 ありがとうございます。終わり
ます。

○木庭健太郎君 四人の参考人の方々、貴重な御
意見を本当にありがとうございました。心からま
ず御礼を申し上げます。

概括的なことはお二人の委員の方から御質問が
ありましたんで、この委員会また法制審でも個別
のこととで幾つかテーマがあつたようございまし
て、そういうことについて四人の参考人の方々
からお聞きしたいと思うんです。

まず、少年審判の傍聴制度に対する反対あるいは慎重な立場で角山参考人、徳地参考人という立
場だと思うんですけれども、確かに狭い審判廷で
被審者等が傍聴されている場合に少年が萎縮する
んじやないかということ、これが一つの大きな反
対若しくは慎重な立場の理由だと思われます。
そこで、これ、今回傍聴制度をつくる際にも議
論になつたと思うんですけども、例えば、じや
仮に被審者等がモニター等を通して少年審判を傍
聴するというモニター傍聴という、こういう在り
方についてどう角山参考人、徳地参考人、お考え
になられるか。萎縮という事態についてはこれは
避けることができるのではないかとも思いますが、モニター傍聴についての考え方を角山参考人

及び徳地参考人からお聞きをしておきたいと思
います。

○参考人(角山正君) まず、モニターによる傍聴
についてもやはり同様の問題があるというふうに
思つております。

者の方が審判を直接見聞きしたいという要請があ
るというところがスタートだったというふうに思
うので、その審判の非公開という原則の例外とし
て制度化するのであれば、むしろ直接在廷という
傍聴に限るべきという考え方になるのではないか
と。新たに審判傍聴を認める場合でも、法一条の
下で運用されるという説明はされるわけですが
ども、被害者が直接在廷するからこそ少年の健全
育成に資するような運用がなし得るというふうに
も言えるわけあります。モニターによつてはそ
れはできないと。

次に、弊害のおそれということをございますけ
れども、これを許す要件というのが逆にあいま
になつてしまふのではないかと。少年の健全育成
という法の目的との関係で、より大きな問題を生
じはしないかという危惧を抱きます。モニターに
よる傍聴でも、いろいろなプライバシーにかかわ
る事柄を取り扱うことや、少年に対する働きかけ、
教育的な働きかけが困難になるという状況につい
ては変わらない。逆に、言わば見えないところで、
まあ監視という言い方をすればちょっと失礼なわ
けですけれども、しかし少なくとも少年なり裁
判官にとつてみれば、言わば監視されている下で
の審判ということになるのではないのかと。更に言
えば、そこにはもう裁判長の審判指揮が及ばない、
つまりモニター室の方にはですね。

いわゆる情報の流出のリスクというようなこと
も、またいろいろそこに生ずるのではないかと。そ
うなこともこれ、ないとは言えない。いろんな問題
が生ずると。そこで、極端なことを言えば、そ

はないのかなというふうに理解をしております。
あと、萎縮効果が低減されると一概には言えな
い、そこにはないからまあいいでしようというわ
けにはいかないんじゃない。やはり少年は、い
や、どこかで自分は見られていると、被害者の遺
族が自分を見ているんだという意識があれば、も
うそれはその場に在廷するのと同じ萎縮効果を生
ずるのではないか。聞いている被害者の反応が分
かるだけ、むしろ大きい萎縮効果を生ずる
ことではないか。聞いている被害者の反応が分
かるだけ、むしろ大きい萎縮効果を生ずる
ことではないか。

逆に、じゃ、モニターされていることはもう言
わないよということになれば、これは逆に審判の
公正という点でどうだろかと。これまでの裁判
傍聴においてもいわゆるモニター傍聴というのは
ないわけですね。少年審判に限つてモニター傍聴
を認めるということになれば、今度は、いわゆる
民事裁判や刑事裁判でも、やはりその被害者のか
かわるそういうところでモニター傍聴というよう
なことに広がるというんであれば、言わば在廷す
る萎縮を防ぐためというその限度で導入してもそ
の影響は極めて大きいと思うので、在廷の傍聴よ
りもより一層慎重な検討が求められるのではないか
と、そのように理解をしております。

もう一つ言いましたのは、やはり加害少年に対
して被害者、これは当然分かるんですね、感情的
なもの。特に、やはりいろいろ非難がありま
す。そこでから場合によりましたらプライバシー
として被害者、これは当然分かるんですね、感情的
なもの。特に、やはりいろいろ非難がありま
す。

そういうふうなことを考えますと、やはり被害
者、加害者の同席するにはちょっといろいろ無
理があるんじゃないかと。また、場合によりま
したらモニター視聴、この場合は御対面しませんの
で、そういうふうなことはせめて最低限必要じや
ないかと思つております。

もう一つ言いましたのは、やはり加害少年に対
して被害者、これは当然分かるんですね、感情的
なもの。特に、やはりいろいろ非難がありま
す。

そこで、せめてやはり何らかの形で防止策、こういう
ふうなものをを論じてほしいと思つております。

○木庭健太郎君 望月参考人にお伺いをしたいん
ですけれども、今回の法案は、被害者の少年
が少年審判廷で被害者若しくは遺族の方と同席す
るということ自体非常に萎縮するとさつき申しま
したけど、萎縮することによってやはり十分な意
見が言えないという、一つあるかと思うんですが。

〔委員長退席 理事山内俊夫君着席〕

その反対に、やはり、先ほど来例に申しました
とおり、被害者からいろんなパッシングを受ける
中には、悪魔とか、それから死ねとか、戻つてき
たらただじや済ませない、こういうふうな例が九
十例のうち五例あつたという話を聞いておりま
す。

それからまた、もう一つ、モニター視聴に関し

ましては、そういうふうな被害者、加害者が同席
するに当たって、加害少年に当たっては、非常に
い目で被害者の気持ちを拾つていただくというこ

やはり自分が起こした事件に対するそういうふう
なバッシングもありますし、それから自分自身も
やはり事件に対する当然反省、そういうふうなも
のもありますし、それからまた非常に、先ほども
申しましたとおり、精神的なそういうふうな問題
を実際に持つているわけですね。

やはり自分が起きた事件に対するそういうふう
なバッシングもありますし、それから自分自身も
やはり事件に対する当然反省、そういうふうなも
のもありますし、それからまた非常に、先ほども
申しましたとおり、精神的なそういうふうな問題
を実際に持つているわけですね。

やはり自分が起きた事件に対するそういうふう
なバッシングもありますし、それから自分自身も
やはり事件に対する当然反省、そういうふうなも
のもありますし、それからまた非常に、先ほども
申しましたとおり、精神的なそういうふうな問題
を実際に持つているわけですね。

とが起きてくればいいなというふうに思つていま
す。

○木庭健太郎君 次は、川出参考人に代理傍聴の立場についてちょっとお聞きをしておきたいんです。刑事裁判等で傍聴をされる場合は、途中で気分が悪くなったり退廷しなければならないというようないふなことがありますから、それはやはり影響から考えます。

○木庭健太郎君 うなことがあつた場合、この代理傍聴、つまり傍聴する被害者の方のために付添人という制度をどう考えるかという問題ともかかわってくるんですねけれども、これは法制審議会でも随分議論をされたようでもござりますけれども、やっぱり被害者の方自身が審判を見届けられないという事態になつたとき、だつたら付添人の方が残つて審判の状況を最後まで見届けることができるのかというような問題は残つていたと思うんです。

○参考人(川出敏裕君) 今回の法案ではそれは認められないという形になつておるんですけども、言わばこういう付添い、そして代理傍聴というものについてどうお考えになられるか、川出参考人の御意見を伺つておきたいと思います。

○参考人(川出敏裕君) 代理傍聴につきましては、付添いの問題と代理傍聴はちょっと違つた話だと思います。付添いは当然私は認めるべきだと思いますけれども、代理傍聴につきましては、一つには、今回傍聴を認めるということの意味といふのは、やっぱり被害者の方が自分の目で見、自分の耳で聞くところに本質があるんだろうと思います。かつ、そういう利益があるからこそ、やはり何がしかの影響がその少年審判に対しであるとしてもその傍聴が正当化できるというこ

とだらうと思います。

代理傍聴ということになりますと、被害者以外の方が傍聴して、それを被害者の方に伝えるということになりますので、それは言わば間接的に情報を得るということなんですが、それであれば私は、例えは今回修正案で入りました調査官の方がないと思いますので、むしろそちらでやるべき

が悪いなつたり退廷しなければならないというようないふなことがあつた場合、この代理傍聴、つまり傍聴する被害者の方のために付添人という制度をどう考えるかという問題ともかかわってくるんですねけれども、これは法制審議会でも随分議論をされたようでもござりますけれども、やっぱり被害者の方自身が審判を見届けられないという事態になつたとき、だつたら付添人の方が残つて審判の状況を最後まで見届けることができるのかというような問題は残つていたと思うんです。

○木庭健太郎君 うなことがあつた場合、この代理傍聴、つまり傍聴する被害者の方のために付添人という制度をどう考えるかという問題ともかかわってくるんですねけれども、これは法制審議会でも随分議論をされたようでもござりますけれども、やっぱり被害者の方自身が審判を見届けられないという事態になつたとき、だつたら付添人の方が残つて審判の状況を最後まで見届けることができるのかというような問題は残つていたと思うんです。

○参考人(川出敏裕君) 代理傍聴につきましては、付添いの問題と代理傍聴はちょっと違つた話だと思います。付添いは当然私は認めるべきだと思いますけれども、代理傍聴につきましては、一つには、今回傍聴を認めるということの意味といふのは、やっぱり被害者の方が自分の目で見、自分の耳で聞くところに本質があるんだろうと思います。かつ、そういう利益があるからこそ、やはり何がしかの影響がその少年審判に対しであるとしてもその傍聴が正当化できるというこ

とだらうと思います。

代理傍聴ということになりますと、被害者以外の方が傍聴して、それを被害者の方に伝えるといふことになりますので、それは言わば間接的に情報を得るということなんですが、それであれば私は、例えは今回修正案で入りました調査官の方がないと思いますので、むしろそちらでやるべき

だらうと。代理の方が入るというのは、要するに、やはり審判非公開で被害者ではない別の方が入るということですから、それはやはり影響から考えると正当化するのは難しいんではないかというふうに思つています。

○木庭健太郎君 最後に四人の方にそれぞれ同じ御質問をしておきたいと思うんですけど。

〔理事山内俊夫君退席、委員長着席〕

それは衆議院において修正が二点なされたわけでございまして、そのうちの一点の方、つまり、少年審判において一定の重大事件の場合、被害者の方が傍聴したいという申出をし、裁判官が相当と認めたときは被害者の方は傍聴することができるというのが本来の政府提出法案。これに、傍聴制度について衆議院の修正は、一つは、先ほど評価もしていた大いに十二歳未満の少年事件については傍聴ができない、これを決めたというのがあります。もう一つは、傍聴が許される場合は少年及び保護者が不要と言わぬ限り少年及び保護者が付添いなんですかとあります。これは、やはり付添いなんですかとあります。これは、やはり付添いなんですかとあります。

中で委縮しやすくて、加えて言語的理解力や表現力に劣る場合もあるので、これまでの審判廷において自己の意見を十分に表明するのは困難であるという認識が少年手続にかかわる関係者の中には共通のものとして私はあるよう思うんですね。冒頭、川出参考人からは実務の経験はないのだがというお話をだつたんですが、今現状の少年審判において少年は自分の意見を十分に表明するのは困難である、もとより委縮している状況にあるというその指摘についてはどのようにお考えですか。

○参考人(川出敏裕君) そういう状況にある少年というのもそれは当然あるだろうと思うんですね。それは少年それぞれだとと思うんですけれども、それを、ですから裁判官がどう解きほぐしていくかというところに今の運用があると思うんですけれども。ですから、そもそも今の状態ですべて委縮してしまっているという認識に立てば、もちろん傍聴を認めればますますそういうことになるでしょうから駄目ですけれども、そこは必ずしも全部が全部そうというわけではないですし、そうならない形での運用が今は裁判官ないしは調査官によつてなされているというふうに私は認識しておりますが。

○仁比聰平君 角山参考人はその辺りどのようにお考えでしよう。

○参考人(角山正君) 委縮という言葉は逆に誤解を招くかなという気もするんです。つまり、心を開ざしていいる状態にあるわけですね、つまり大人の働きかけを受け入れないと。審判廷というのは、その審判廷にいる人が全員協力して何とかこの少年の心を開かせようところでは共通目的を持ったチームになつてゐるわけです。それは、審判官も付添人も調査官も親も、要するにその審判廷にいる少年以外の全員が何とかこの子の心を開かせて、自分のやつたことを分からせて、そこから立ち直らせたいということでの共通目的で言えばチームの作業をしておるわけです。ただし、被

害者の方に加害者の更生改善のために協力せよということは、これはお願いできないんだろうとうふうに思うわけです。とてもそういう気持ちのゆとりは被害者の方は持つことはできないと。そこが傍聴の一一番の難しいところではないかと。單に、いたら萎縮するとかそういうような非常に現象的なところではなくて、審判廷という構造の中に言わば共通な目的を持たない方がおられるという、ここが最大の問題かなというふうに理解をしております。

○仁比聰平君 この法改正案は、先生のおっしゃる審判廷に被害者の傍聴を許す場合があるということを要件としても定めていこうとするわけですがけれども、私自身の経験からしましても、付添人として付いて、そうしたらその少年の心のうちが分かるものかといえば必ずしもそうではないと。加えて、その少年との間の信頼関係が結ばれた、成立したと感じることがあつても、それは、様なものではなくて、どんどん深まっていくこともありますれば、いろんな形で揺れ動くこともあるだらうと思ふんですね。

少年審判に立ち会つておつて、それは、同じことは裁判官、審判官にとつても言えることではないかと感じることが多々ありました。第一回の審判で裁判官は初めて少年と向き合うわけですからけれども、もうそれまで家裁の調査官やあるいは鑑別所の技官の報告書は読み、付添人の意見は聴いておられるでしょうし、法律記録、社会記録は読み込んでおられるでしょうけれども、その上に立つて、少年といざ向き合ったときに審判官がどのように感じるのか、その審判官が少年とどう向き合つていくのかとというところも審判廷の大きな機能としてあるのではないかと思うんです。そのような審判官が少年の心身の状態に対し、被害者あるいは御遺族が傍聴されることがどのような影響をもたらすのかを事前に判断し得るのだろうかというところについて私はかなり疑問を禁じ得ないんですけれども、角山参考人はどのようにお感じで

○参考人(角山正君) それは極めて困難だろうと
思います。言わば予測できない事態ということです
すから、それはどういう反応を少年が示すかとい
うことは、事前に予測というのはちょっと、いか
な優秀な裁判官でもなかなか難しいところではな
いかと思います。

○仁比駿平君 德地参考人に、長い御経験を踏ま
えた上での少年の心理や心身の状態ということに
ついて今日随分お話をいたいでいるわけですが
れども、私も、昨年少年法の改定問題があつたと
きに調べたことがございまして、德地参考人を始
めとした自立支援施設や、あるいは法務省が全国
の少年院を対象に、被虐待経験を持つている子供
たちが少年院在院者のうちどれだけいてどういう
状況にあるかというのを調べた法務総合研究所の
調査がございまして、それを見て、少年院在院者
の約半数が被虐待経験を持っているという報告をし
て読んでショックを受けたことがあります。

この点について法務当局も、虐待によって、子
供たちは外傷、外側から見られるのがといった身體的
的な影響ばかりではなく、人から愛され、ある
いは人を愛するという愛着行動への障害を持つて
いる。また、破壊的な行動を行うパニック行動、
自傷行為、そういう感情や行動への影響も出て
きている。また、他人に対する基本的な不信感が
植え付けられることによって、自分に対する自己イ
メージが低い、あるいは強い対人不信感がある。
そういう子供たちの特質を法務当局も答弁して
おるんですけども、德地参考人の今日のお話を
聞いて、この報告や研究と同じような感じをやつ
ぱり持つたわけですけれども、そういった少年が
審判廷という場でどのように心を開ざしているの
かということについては、德地参考人はどのよう
にお考えでしょうか。

○参考人(徳地昭男君) 先ほど来、基本的な信頼
関係という話出でていますが、これはもうもちろん
職員との関係が中心ですので、そんな短期間の間
に基本的な信頼関係ができるわけですね。本来そ
ういうふうな関係性ができると、それでやはり自

分の本当の気持ち、本当のやはり真摯な気持ち、そういうふうなものを自分の方から出すわけですね。

ですから、審判の中で、いわゆる少年審判の場合、非常にやつぱり短期間の間に審判やるわけですね。重大事件の場合は、鑑定留置とかそれからまたいろいろなことがありまして長期に及ぶことがあります。が、大体一般的にはやはり二月もあればよいといわゆる少年審判ということです。その場合、裁判官というのはカウンセラーやじやありませんから、調査官にはやはり心理出身のカウンセラーの方が何人かおりますので、その辺の細かいケアというのは、また細かいそういうふうな、根底に虐待児童が発するいろんなものというのは分かるかと思うんですね。

ですから、そういう点では、やはり先ほど言いましたとおり、そういうふうな虐待児童という特有の、非常にやはり虐待の行動化が中に向けば、いわゆる先ほど言われたとおり、自傷行為とかなどは場合によつたら薬物依存に行っちゃうとか、そういうふうなこと。行動化が外に向けば、当然これ他人に対する暴力行為、それからまた指導者に対する暴力行為とか、いろんなそういうふうな外に対する行動化として現れるわけですね。

ですから、そういう点ではやはり先ほど申しましたとおり、虐待の根底にある子供のそういうふうな特性をしつかり把握してそれから審判に臨まなければ、私自身はやはりいけないかと思つておりますので。

○仁比聰平君 戻つて川出参考人にお尋ねしたいんですが、今、角山参考人や徳地参考人の御意見をお尋ねをして、さらに私としては、審判官が少年の健全育成という理念を損なうことなく被害者の傍聴を許可するという判断を審判前行い得るのかという点については強い疑問を持つているんですけれども、法制審議会の議論というのは三ヶ月程度でしようか、昨年の十二月からということだと思います。そういった少年の心身の状態についての言わば科学的な知見に基づく検証の報告

ます。

ただ、私も少年審判はそんなに経験が多いわけではないんだけれども幾つかやつておきました、東京家裁辯りは、家庭裁判所辯りはそれなりにスペースもあって、刑事法廷に比べれば小さいけれどもそれなりに形は整つてあるんだけれども、東京家裁以外の周辺だとあるいは地方の家庭裁判所の審判廷なんかを見ますと、やっぱりスペース的には非常に小さいと。ここにそれこそ被害者あるいは遺族等が同席をしたときにどういうことになるかなということについては大変私は懸念があるんです。

お二人とも、審判廷は狭さについては知つておられるというふうに思つんでですが、ここについてもう少し具体的なやつぱり歯止めがないとちょっと私は非常に心配なんですねけれども、この審判廷の物理的な狭さみたいなものを踏まえて、様々傍聴について懸念する方がいろいろなことをおつしやつておられるんですけども、それについて皆さんとしてはどういうふうに、まあ反論という言い方はおかしいんだけれども、御見解をお持ちなのか、お二人からお聞かせいただきたいと思うんですが。

○参考人(川出敏裕君) 構造上非常に狭いということ、一つには、非常に少年と被害者の距離が近くなるので、さつきの話で萎縮とかそういうことがより生じやすくなるのではないかという面はおつしやるとおりあると思います。それはもう配置の問題ですので何とも言ひ難いところがあるんですねけれども、その距離がどうしても取れなくて、まさに萎縮してしまつて話ができるないというようなことがあるとすれば、もう傍聴は認めないとおつしやるを得ないだらうと思いますので、まあそこはそういう処理になると思います。

あと、まあ不測の事態が生じるというようなこともいろいろ言われるんだけれども、それはもう被害者側の情報を調査官等が被害者調査で調べた上で判断して、もしそういうおそれが高いということになればもちろん認めないということにな

るでしようし、例えば、よく言われていますが、

その被害者の方の前に机を置くとかいうような話もありますね。

ですから、そういう形で対処していくしかないと思いますね。最終的には、余り狭過ぎるというところであれば、それは裁判所の側にその施設面の整備も含めて考えていただくしか差し当たりはもうないんではないかと思いますが。

○参考人(望月廣子君) 施設の問題に関してはやはりそれは考えていただきたいというふうに思いますし、たとえ狭くてもやはり傍聴させていただきたいというふうに思つています。

今までいろいろ参考人の方々の御意見にもありましたけれども、傍聴人が入るということで今までの審判とは変わると、いうふうな御意見があつたと思うんですけども、私もそういうふうに思つていています。

ですから、やっぱりそのことに関してそれぞれの専門家があるは担当者が役割をしっかりと果たして準備をするということが大事かと思います。

○参考人(川出敏裕君) 実務が分かりませんので何とも申し上げられないですが、おつしやるとおり負担が増えるのは間違いない、また、先ほど

おつしやるのでは、それがやはりそういう心

積もりで準備をしていくということではないかと

いうふうに思つていています。

○近藤正道君 ありがとうございました。

いずれにしましても、今回の改正案については、先ほど川出参考人の方で少年の健全育成と被害者の権利利益をどう位置付けるかという話が冒頭になりましたけれども、この点について言うと、少年の健全育成優先という形で一応整理が付いたと。ただ、これが具体的に行われるときにどういう問題が出てくるだらうかということで様々な議

論がそれから出てくるわけですが。

私は自分の体験からいつても、今家庭裁判所の体制で、調査官あるいは書記官、その上に裁判官がいていろいろやっているんですけれども、実務は調査官とかあるいは書記官が相当程度やつぱり担うわけですよ。これで被害者が参加をしてますよ。

さて、そうすると、参加に伴つて様々な説明とか配慮をいろいろしなきゃならないんだけれども、裁判所の方も被害者と最後の最後までかかわりに思つておりましたから、徳地参考人が一番最後に審判一回説、まあほとんどそうですね、このことについて御意見を言わされましたので、ならば更にお聞きしたいと思うんです。

皆さん、裁判所の今的人的体制についてどういう認識をお持ちなのか分かりませんが、私自身は、もう少し、こういう形で改正をして被害者に配慮をするという体制を取るならば、もっと人的体制を、スタッフの体制をやっぱり強化すべきではないかなどという思いがしているんですけども、参考人の皆さんはこの人的体制の整備についてどういう御見解をお持ちなのか、お一人ずつコメントをいただければ有り難いんです。

○参考人(川出敏裕君) 実務が分かりませんので何とも申し上げられないですが、おつしやるとおり負担が増えるのは間違いない、また、先ほど

おつしやるのでは、それがやはりそういう心

積もりで準備をしていくということではないかと

いうふうに思つていています。

○参考人(角山正君) 御指摘のとおり、今の家裁

の人的な体制では対応できない、もし、被害者に対する二次被害を与えないような遺漏なき対応をができると言つたことを信じざるを得ないわけでそれとも、今後それが整備していく必要があるというのは、もうおつしやるとおりだと思います。

○参考人(徳地昭男君) やはり被害者の立場を考えますと、先ほど議員さんがおつしやつたとおり、納得できない部分がたくさんあるかと思ひますし、ましてや、また被害者の心情から考えますと、徳地参考人がそういうふうにおつしやるんでもう少し敷衍して、なぜ一回の審判は問題なのか、お話をいただけますか。

○参考人(徳地昭男君) やはり被害者の立場を考えますと、先ほど議員さんがおつしやつたとおり、納得できない部分がたくさんあるかと思ひますし、ましてや、また被害者の心情から考えますと、徳地参考人がそういうふうにおつしやるんでもう少し敷衍して、なぜ一回の審判は問題なのか、お話をいただけますか。

ていただきたいと思っています。

○参考人(徳地昭男君) 私も同じです。

それから、審判も一回限りの審判ではなしに、場合によりまつたら審判継続ということで、やはり裁判所の方も被害者と最後の最後までかかわりに思つておりましたから、徳地参考人が一番最後に審判一回説、まあほとんどそうですね、このことについて御意見を言わされましたので、ならば更にお聞きしたいと思うんです。

私もこの審判一回説というのは、普通の一般的な刑事裁判の場合は何回かやつて、そして最後に

裁判言渡しは次回という形で終わるんですね。

これは被

それプラスまた加害者の方の言い分、先ほど言いましたとおり一回限りで、また萎縮して何にも本からもやつぱり言うことができない、そういうふうなことも想定されるわけですね。そういうふうな場合、お互いにやはり考え方が理解できない点がたくさんあるし、考え方によつてはお互いに不幸だという結果が出るかと思うんですね。

そのためにはやはり、一回限りの審判決定ではなしに、場合によつたら一回、二回、若しくは数回、そういうふうなことで、やはり両者が納得できるぐらいの時間的な余裕を持ってやつてほしいなどという感じがありますので。

○近藤正道君 川出参考人にお尋ねしますが、今のような議論は法制審でありましたか。

○参考人(川出敏裕君) 審判の回数について特に議論した記憶はありません。

○近藤正道君 ああ、そうですか。

角山参考人はいかがですか。私は今のような話は時々裁判所関係者、調査官辺りから聞くことがあります。

○参考人(角山正君) それは十分に考慮に値する、言わば制度の変更になりますが、検討すべき課題だらうというふうに考えております。

○近藤正道君 ありがとうございました。終わります。

○委員長(遠山清彦君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言ございさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。

午後一時半に再開することとし、休憩いたしました。

午後零時二十九分休憩

○委員長(遠山清彦君) 少年法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○今野東君 民主党的今野東でございます。

今日は少年法の改正案について質問をさせていただきたくと思いますが、その前に、近ごろ永田町あるいは霞が関で話題になつております、官僚の方々が深夜お帰りになるときにタクシーをお使いになつて、その中で缶ビール等の接待を受けているということです、各省庁にまたがつてその実態が明らかになってきております。

○委員長(遠山清彦君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言ございさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。

午後一時半に再開することとし、休憩いたしました。

午後零時二十九分休憩

○委員長(遠山清彦君) ただいまから法務委員会を開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

殿川一郎君、警察庁長官官房長米村敏朗君、法務大臣官房長池上政幸君、法務省刑事局長大野恒太郎君及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長中村吉夫君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(遠山清彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(遠山清彦君) 少年法の改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○今野東君 民主党的今野東でございます。

今日は少年法の改正案について質問をさせていただきたくと思いますが、その前に、近ごろ永田町あるいは霞が関で話題になつております、官僚の方々が深夜お帰りになるときにタクシーをお使いになつて、その中で缶ビール等の接待を受けているということです、各省庁にまたがつてその実態が明らかになってきております。

○委員長(遠山清彦君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言ございさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。

午後一時半に再開することとし、休憩いたしました。

午後零時二十九分休憩

○委員長(遠山清彦君) ただいまから法務委員会を開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

殿川一郎君、警察庁長官官房長米村敏朗君、法務大臣官房長池上政幸君、法務省刑事局長大野恒太郎君及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長中村吉夫君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(遠山清彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(遠山清彦君) 少年法の改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○今野東君 民主党的今野東でございます。

今日は少年法の改正案について質問をさせていただきたくと思いますが、その前に、近ごろ永田町あるいは霞が関で話題になつております、官僚の方々が深夜お帰りになるときにタクシーをお使いになつて、その中で缶ビール等の接待を受けているということです、各省庁にまたがつてその実態が明らかになってきております。

○委員長(遠山清彦君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言ございさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。

午後一時半に再開することとし、休憩いたしました。

午後零時二十九分休憩

○委員長(遠山清彦君) ただいまから法務委員会を開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。

殿川一郎君、警察庁長官官房長米村敏朗君、法務大臣官房長池上政幸君、法務省刑事局長大野恒太郎君及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長中村吉夫君を政府参考人として出席求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(遠山清彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(遠山清彦君) 少年法の改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○今野東君 民主党的今野東でございます。

今日は少年法の改正案について質問をさせていただきたく思いますが、その前に、近ごろ永田町あるいは霞が関で話題になつております、官僚の方々が深夜お帰りになるときにタクシーをお使いになつて、その中で缶ビール等の接待を受けているということです、各省庁にまたがつてその実態が明らかになってきております。

○委員長(遠山清彦君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言ございさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しいところ貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。

午後一時半に再開することとし、休憩いたしました。

午後零時二十九分休憩

は反発ではなく、あるいは理解できないということもあるのかもしれません。犯罪を犯すまでに荒れていた少年の心は、恐らくそうした声に抵抗するらしいとするかもしれません。

しかし、少年法にある性格の矯正、少年の健全な育成ということを目指すならば、その時期には、その少年にとって、そういう荒波の前に立ちはだかって、個別に、深い慈愛を持つて、なぜそのようなことをしたのか、どのような環境の中にいて、そういうことをしてしまったのかということを論しながら調査をし、非行少年の心を正常などころに戻すという作業をしなければならないのではないかと思います。

つまり、被害者の権利利益とそれから少年の矯正、健全育成という矛盾した業務を少年審判廷に無理に入れ込もうとしているのではないか、相矛盾した業務をそこで行わせようとしているのではないかと思うのですが、大臣、どうお考えになりますか。

○国務大臣(鳩山邦夫君) 大変鋭い御指摘だと思います。それから、難民保護や認定あるいは入管における取締りについての御指摘も大変鋭いものがあると思っております。

ですが、確かに今野先生のおっしゃる点はありますが、この矛盾というのは、やはり弁証法的にアウフヘーベンして、止揚することによって解決に導くことが十分可能だと私は正直考えます。それは、「少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対し性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」という少年法の第一条がござります。これは、犯罪や非行があつても年齢ゆえに特徴性を認めて、教育的に物事を進めよう、矯正や更生の可能性もより高いだろう、長い人生が残っているだろうという、あるいは精神的に未熟、成熟度が低かったから非行に走ったんではないかと、いうような、年齢というものに着目をして少年法が特別な定めを置いているんだろうと、そう思つわけです。

二十歳以下、十八歳以下、十六歳以下、十四歳

以下、あるいは今回の修正案で言うと十二歳どもあるのかもしれません。犯罪を犯すまでに荒れていた少年の心は、恐らくそうした声に抵抗する様な年齢区分がここに見られるわけでござらぬことをするかもしれません。

しかし、少年法はそういう年齢が低いがゆえに、そういうことをしたのか、どのような環境の中にいて、なぜそのようなことをしてしまったのかということを論はしつい最近できた法律でございます。

つまり、二つの価値があるとして、少年法の方はしっかりと機能をしておるが、犯罪被害者の方がその尊厳が踏みにじられるようなことが多かつたという考え方の中から犯罪被害者等基本法や政府の基本計画が出てきたと。

今日の午前中の望月廣子参考人の御発言の中に、例えば、被害者は事件や加害者の情報をほとんど得られていない、被害者の真実を知りたいとの思いは切实である。あるいは、被害者から見ると、法律が加害少年をがつちりと守っている感じがする。かけがえのない家族を失った場合に、人づてに聞いたら紙一枚で知らされても遺族としては納得できるものではないというようなことが述べられたようございまして、そういう観点の不足を補つて、何というんでしようか、二つの価値の平衡ということで言うならば、傾いておった

ものを平衡に戻したという形でございます。ただ、あくまでも二つの大きな守るべき利益というのがあるとして、これは是非とも法の運用によって弁証法的に止揚していくたいと、こう考えておりま

す。

○今野東君 今の大臣のお話を伺つても、私は、被害者の権利利益と少年の矯正あるいは健全育成の状況をどういう形で少年審判の中で行うと、いうこの矛盾した業務を少年審判の中で行うと、を行つてしまつたときに、最も戸惑い、つらい

思いをするのは、そこで仕事をする裁判官や調査官ではないかと思います。むしろこうすることに官が判断をしたり、あるいは少年の矯正、健全育

成という側に判断をしたりといふ、非常にむらのある仕事になつてしまいはしないか、過重な負担を強いるということになるのではないかと思いま

す。さて、それではその中身についてちょっとお尋ねしたいと思いますが、法案では、その申出をして審判期日における審判の状況を説明するものとすることとなつております。処分決定前ですと非公開を原則している少年審判ですが、申出があつた被害者等に対して説明するといふことは、一部の人に対する説明といふ形で公開するということになります。ここまでは私もいいのかなと思うんですが、その先です。こうして、その一部の人に公開されたことが処分決定前に漏えいがあった場合、例えばマスコミ等に流れてしまつた場合、世論の影響を大きく受けてそれをマスコミで増幅して放送することによつて、世論の影響を大きく受け少年審判が疑似公開されることにならないかと思いま

るのではないか、こういう心配はどう考えれば払拭できるんでしょうか、修正案の提案者と裁判所にお尋ねしたいと思います。

○衆議院議員(細川律夫君) 民主党の細川でございます。私の方からまず御説明をしたいと思います。

裁判所の方から遺族等に説明をするというこの制度をつくりましたのは、まずこの傍聴制度が取り入れられて、しかし裁判所の方から傍聴を許可されない場合もございます。それから、傍聴を申し出るというのが心情的にどうしてもできないという遺族の方もおられます。そういう方が、審判の状況がどういう形で行われたかということを知りたいという方にこの審判の状況を説明をする、申出があつたならば説明をする。通常、だから審判の後になるだろうというふうに思います。そういう意味では、途中でこの事実を公開をするとか

以上でございます。

○今野東君 聞いた情報を漏らすか漏らさないか、他に漏らすか漏らさないかというのは事前に分かれますか。

○最高裁判所長官代理者(一本松利忠君) それはなかなか判断は難しいかと思います。

ただ、その前にいろいろ記録の閲覧、贋写制度の利用状況等もありますので、そこら辺のところで被害者の方の状況が分かればそういう点は考慮されるのではないかと考へております。

○今野東君 そんなことで分からぬでしょ

に第一回目の状況がどんなことであつたかといふことを遺族の方が申出すれば、それは説明をすることがありますけれどもしかしその場合の説明にしても、プライバシーのことについては説明もいたしませんし、特に途中の経過であれば一番最後の審判が終わつた後で詳しく御報告をするとか、そういうことになろうと思ひますので、委員御指摘のような御心配はないものだというふうに思つております。

○今野東君 裁判所。

○最高裁判所長官代理者(一本松利忠君) お答え申し上げます。

今回の裁判所による説明制度につきましては、家庭裁判所は、少年の健全な育成を妨げるおそれが多く相当と認めるときと説明するものとされており、被害者等が情報を漏らすおそれがある場合など、少年の健全な育成を妨げるおそれがある場合には説明が行われないことになろうかと思います。

また、今申し上げました少年の健全な育成を妨げるおそれが多く相当と認めるときとありますので、少年等のプライバシーの根幹にかかる事項についてはやはり説明は控えるということになりましようし、そのほかの事実関係につきましては、裁判所の最終判断の前、つまり最終処分を決める前の事実関係についてはまだ確定的なこととも言えませんので、そういう点についても説明は控えることになろうかと考えております。

まあそのことをやり取りしていると時間がどんど
んなくなりますから。

それで、その説明ですけれども、裁判官あるいは調査官、書記官がやることになると思つんですね。が、例えば調査官や書記官が説明を行つた結果、これ説明というものは広辞苑を調べると「ときあかすこと」となっていますから、時には難しい法律用語ではなくて別の言葉で説明をするということもあるわけです。そうすると、結果的に決定文を超えた説明になってしまふという場合もある。そういうふうになると決定者である裁判官の権限を侵したことになりますと決まりませんか。そこはどう考えますか。

○最高裁判所長官代理人(一本松利忠君) お答え

申し上げます。

裁判官や家庭裁判所調査官が被害者の方に審判期日における決定の内容について、今回新しくできます制度に基づいて説明をする場合におきましては、説明内容について事前に裁判体の指示を受け、その指示に従つて審判期日に行われた決定の範囲内で説明がなされることになるものと考えられます。もちろん、難解な用語についてはおりますが、裁判官が行つたその決定の内容と書記官等がする説明の内容とともにそごが生ずることは想定しにくいのではないかと考えております。

○今野東君 そこのが生ずることが想定しにくくと考えるか考えないかの違いしかないんですね。可能性は、そういう説明があつても、裁判官の決定を超えて説明をしてしまうということはあり得るわけで、そういうときにどうするかということを、これ運用の段階になれば考えておかなければならないことではないかと思います。

さて、犯罪被害者への支援についてですが、犯罪被害者等基本法はその二十一條で、国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、犯罪被害者等の心身の健康を回復するための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の

情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の育成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとするとなつておりますが、私は、これは平成十七年の犯罪被害者等基本計画で、少年にかかるものとしては、少年被害者に対する学校

におけるカウンセリング体制の充実あるいは被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進といった項目があるんですが、こうした対策が幾つかの省庁にまたがっているということは承知しておりますけれども、これらのことなどのようにこの基本計画の進捗状況になつているのかということを調査等行つているのでしょうか。

これは、恐らく内閣府の犯罪被害者等施策推進室が所管しているんだろうと思ひますけれども、内閣府においていただいでおりますね。よろしくお願いします。

○政府参考人(殿川一郎君) 犯罪被害者等の施策の推進状況につきましては、適宜、関係省庁におきます連絡を取り合いまして、現在の進捗状況を把握しております。年に一回にはそれらの施策を取扱いました少年のケースをそれ以後の再非行防止のためになかしておられます。具体的には、各家庭裁判所としましては、少年審判の非公開原則や関係者のプライバシー等に配慮しつつ、取り扱いました少年のケースをそれ以後の再非行防止のために生かしております。裁判所において過去の事件を通じて把握された少年事件の傾向等を踏まえまして、実際の事件処理において再非行防止のための働きかけに生かしております。

また、プライバシー等へ十分配慮しつつ、実際に重大な少年事件の記録に基づく事例につきまして、家庭裁判所調査官が中心になり、裁判官のほか外部の有識者も加わったメンバーにより共同研究を行い、各事例に共通して見られる特徴等を取りまとめた重大少年事件の実証的研究というものをまとめまして、これを公表したことなどをざいます。

以上です。

○今野東君 重大少年事件の実証的研究を公表したことなどございますという説明なんですが、これは平成十三年のことなんですね、七年前。やつて

きは所要の措置を講ずるとあります。私は、この間様々に指摘している法曹界や各界の不安にこたえるためにも、廻りの決定から終了後までの少年の様子を追跡調査をして、そして重大事件の研究白書といったものをまとめることがむしろ社会への真の説明責任を果たすということになるので

はないかと思いますし、むしろ、そういう資料を生かしていくことが少年の健全育成に資することができるのではないかと思うのですが、今そういう点は、少年の例え重大事件の研究白書等はどうなことになつているのでしょうか。

○政府参考人(殿川一郎君) 私は、犯罪被害者施設……

○今野東君 これは家庭裁判所に。

○最高裁判所長官代理人(一本松利忠君) お答え

申し上げます。

家庭裁判所としましては、少年審判の非公開原則や関係者のプライバシー等に配慮しつつ、取り扱いました少年のケースをそれ以後の再非行防止のために生かしております。具体的には、各家庭裁判所において過去の事件を通じて把握された少年事件の傾向等を踏まえまして、実際の事件処理において再非行防止のための働きかけに生かしております。

また、プライバシー等へ十分配慮しつつ、実際に重大な少年事件の記録に基づく事例につきまして、家庭裁判所調査官が中心になり、裁判官のほか外部の有識者も加わったメンバーにより共同研究を行い、各事例に共通して見られる特徴等を取りまとめた重大少年事件の実証的研究というものをまとめまして、これを公表したことなどをざいます。

以上です。

○今野東君 重大少年事件の実証的研究を公表したことなどございますという説明なんですが、これは平成十三年のことなんですね、七年前。やつて

いうことももちろん大事です。そして、少年の矯正、健全な育成を守るということ大事です。私は、これは全く矛盾することなので、一本立てで十分な施策を講ずる必要があると思います。

そして一方では、重大な事件を犯した少年がどういう環境に育ち、どういう気持ちになつて更生していくのかというような白書を、大臣、毎年出すべきじゃないかと思ひますけれども、今のやり取りを聞いていてどうお感じになりましたでしょうか。

○國務大臣(鳩山邦夫君) 正直言つて、そういう調査あるいは研究というものは常に行うことあるのは継続性が大事だと思いますから、今野委員の御意見に私は賛成でございます。

○今野東君 ありがとうございます。是非、毎年これを出していただいて、少年たちの健全育成のために役立ててほしいと思います。

○松野信夫君 民主党の松野信夫です。

まず、大臣にお伺いをしたいと思います。

今回の法案の中では、被害者等による少年審判の傍聴というものが大きなポイントになつていてかと思います。そうすると、裁判所の方は傍聴を許すか許さないか、この判断を迫られることになるわけですね。私は、できるだけやはり客観的に、こういう場合は傍聴ができる、こういう場合は傍聴ができないと、できるだけやはり客観的にそういうものが明確化される方が望ましい、こういうふうに考えております。

というのは、やはり裁判所もなかなか大変です。今までの審議の中でも出てきておりますけれども、一方では、被害者等は傍聴してみたい、犯罪を犯した少年がどんなことを言うのか、どういうような反省の色をしているのか、一方では見たいという要求ももちろんある、これは大事にしなきやいけない。他方では、やっぱり少年の健全な育成を図る、十分に言うことは言ってもらえるそういう状況もつくり出さなければいけない。この

○今野東君 犯罪被害者等施策推進室では白書を出していているということなんですね、七年前。やつて

いらないんですよ、全然。これは毎年出さなきゃいけないんじゃないんでしようか。附則で施設等に経過した場合、必要があると認めるところです。

被害者に対する十分な権利を保護する、守ると

卷之三

そういう中で今回傍聴ということになりますので、できるだけやつぱり裁判所の負担を余り重く

させない、また裁判所の間のバランスも取らなければいけないと私は思います。こっちの裁判所では簡単に傍聴が認められる、別の裁判所ではなかなか厳格で傍聴が認められない、そういうバランスを失するというようなことであつてはいけないと私はいます。

いかという御指摘なのであります、来年の五月二十一日から始まる裁判員裁判と今度の少年審判の傍聴の範囲というのは相當ずれているわけですか。

御案内のように、これは私に説法ですが、基本的に、故意で悪意を持って行った犯罪しか裁判員裁判の対象にはなりませんけれども、少年事件の場合は、いわゆる業務上の過失致死とかあるいは過失による傷害というのも入ってくるわけでございまして、その辺も考え方方が、裁判員制度といふものの考え方と少年審判について傍聴を認める

かということで概念が違つてきているからそういう違ひがあるんだろうと、そう思います。医療措置を施しても被害者が死に至るような被害者が死亡に至る蓋然性が極めて高い状態とい

うものを想定して、生命に重大な危険を生じさせたときと、これは交通事故なんかがその典型にならざらうと思つてゐります。こゝがつて、立派

状態に陥った場合、あるいは自発呼吸が停止するなどして人工呼吸器等を欠かせない状態となり、

医療措置をやめれば直ちに死亡すると考えられるような場合と、死に至る、死亡する蓋然性が極めて高いというような状況をこのような表現にさせよ

ていただきたわけでございまして。
今私の説明で大体、かなり具体的ではないか

と思うのですか。非常にこれ以上に細かく条件を規定すると、実際の事件は傷害の生じた部位とか程度、様々、最終的には証拠に照らして判断され

るべきものでありましょうが、これ以上細かく具體的に書くというのは困難であったということです、公序先生御下書きながらどうぞすが、このような文章

き方に落ち着いたということでござります。

がありましたけど、裁判員制度の対象事件というのは、これは極めて明確に書いてある。紛れがない。ところが、今回の審判傍聴の件は、「傷害」とい

う場合も一応含めるけれども、重大な危険というふうになつてゐるものですから、率直に言うと、こより斤百二十歩の馬鹿見合ひよ

これは半端でかなり迷々の場合が現実には出でてくる。

のではないかと。何でこういうあいまいなふうに設計したかなというふうに私は思ております。

それで、これからちょっと細かい話ですので当局の方にお伺いしたいと思いますが、例えば、被害者の主観的な側面というのではなくて、これはどういう

害者の主觀では、例えば非行少年からナイフで切
ふうに判断されるんだろうかという点ですね。被

り付けられて、ぶすっと突き刺さつた。そうすると、ああこれ、おれはもう当自然殺されるという大変な恐怖感を受けるわけですね。ところが、主

観的にはそうであつても、客観的には、例えば心臓から一センチ外れたところに突き刺さつたもので十分の場合は可なり又引留めることによって

で、すが、命だけは、何とか、耳に、留めたとして、ような、
こ、う、い、う、ケ、ス、こ、れ、は、ど、う、な、ん、で、す、か。入るん
で、し、よ、う、か。当、局、に、お、願、い、し、ま、す。

○政府参考人(大野恒太郎君) 法律に「生命に重大な危険を生じさせたとき」とこう書いてあるわけでありますから、この点はあくまでも客観的

に判断されるべきものであるというように考えております。

今委員が御指摘になりました殺意を持って胸を突き刺したけれども心臓を外れていたというところで、実際には客観的には死亡の危険性は大きく

なかつたというような場面でありますけれども、これは、先ほど申し上げた生命に重大な危険を生じさせること、う平面ではなくなりませうござり、今日の

○松野信夫君 分かりました。そうすると、今の要件からは外れるという解釈でございます。

当局の解散では、被害者の主觀という点は関係ないと、あくまで客観的な点だけをとらえるんだと、こういうことだということですね。はい。

それはそれで分かりましたが、次に、それじや、被害者側の過失というのは何らかに影響してくる

んでしょか。例えば、今回の法案ですと業務上の過失致死傷も対象事件になります。ですから、車同士がぶつかって、少年が一方にいたというケー

スも当然あり得るわけですね。ところが、客観的には少年の側には過失があるけれどもそれはごくわずかであると、被害者の方の車の運転が過失の

方が極めて高いと、しかし実際に死ぬか生きるかになつてゐるのは被害者の側であると、こういうような場合は、つまり被害者側により多くの過失がある、こういう場合はどうなんでしょうか。

○政府参考人(大野恒太郎君) 今言われたような事例は非行事實が認定されるかどうかという、そういうところに影響する部分はあるかもしませんけれども、審判傍聴の可否という観点からはかかわりのない、つまり、生命に重大な危険を生じさせたの判断にはかかわりのない事情であると、いうように考えます。

○松野信夫君 そうすると、少年の方にわずかでも過失がある、一定の非行事實があるということであれば、過失割合に問わず、被害者側に生命に重大な危険があるという場合には、まず傍聴の対象事件の要件はクリアするんだと、こういう理解でよろしいんですね。

○政府参考人(大野恒太郎君) ただいま委員が言われたとおりでございます。

○松野信夫君 それでは次に、客観的には生命に重大な危険が生じているんですが、それは何も加害行為、つまり非行少年の加害行為のみによつて生じたものではない場合。例えば、具体的に言うと、大したけがではないけど病院に運び込まれた、そうしたら病院の方のミスで生命に重大な状態になつちやつたと、これは専ら病院の方のミス。もちろん、原因として少年が何らかの加害行為はしているんですけど、でも客観的には生命に重大な危険を生じさせている原因を当初はつくつていてると、こういう場合はどうなんでしょう。

○政府参考人(大野恒太郎君) これも今回の法案の条文の解釈になるわけでありますけれども、一二条の四是、「被害者を傷害した場合にあつては、これにより生命に重大な危険を生じさせたとき有限る。」と、こうなつておりまして、これは少年の加害行為によつて生命に重大な危険を生じさせたと、こういうことでございます。したがつて、例えば医療機関への搬送中の交通事故等、この少年による傷害とは別の要因によつてそうした

利益というのはこれは大変重大な問題ではないか、私はむしろ、一定の制裁、みだりに用いてやつた場合には一定の制裁も科して相当ではないかな、このように思つております。ところが、今のはそういう制裁がないんですね。

しかし、ほかの法律とのバランス考えますと、例えば刑訴法の二百八十二条の三、四、五という規定がありまして、これは刑事案件で被告人あるいは弁護人の方が刑事記録を謄写する、この謄写した記録を刑訴法の方ではちゃんと保管しない、みだりに漏らしちゃいけない、そう書いてある。その点では少年法のこの五条の二の第三項と同じなんですが、さらに刑訴法の方では、二百八十二条の五でこれ罰則まで掛けているんです。被告人や弁護人が閲覧、謄写した証拠を弁護の目的以外に使って人に渡した、提示したという場合は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金、これだけ厳しい制裁が科されているわけです。ところが、少年法の方は一般論としてやつちや駄目ですよくと書いてあるだけで、非常に私はバランスが悪いと、非常にバランスが悪いというふうに思いますが、この点はいかがでしょうか。

○政府参考人(大野恒太郎君) 今委員が指摘されましたように、秘密の漏せつ絡みで、刑事訴訟法における目的外使用に今罰則があるのに対しても、この少年法の傍聴等につきましては罰則がないのはバランスが悪いじゃないかと、こういう御指摘でございました。

刑事訴訟法で目的外使用について罰則を設けましたのは、被告人等については、自己に不利益な証拠を提供した第三者に対する嫌がらせや報復等を目的として開示証拠の複製等を使用することが考えられるということから、そうした事態を防止するためにこの目的外使用の規定を設けたわけでございます。

これに対しまして被害者等につきましては、一般にそういう事情は認められないのではないかと思うわけでありますし、元々、傍聴を認めるかあるいは開示を認めるかという際に、一律に認める

ということではなしに、問題を生ずるおそれがあるか、私はむしろ、一定の制裁、みだりに用いてやつた場合には一定の制裁も科して相当ではないかな、このように思つております。ところが、今のはそういう制裁がないんですね。

しかし、ほかの法律とのバランス考えますと、例えば刑訴法の二百八十二条の三、四、五という規定がありまして、これは刑事案件で被告人あるいは弁護人の方が刑事記録を謄写する、この謄写した記録を刑訴法の方ではちゃんと保管しない、みだりに漏らしちゃいけない、そう書いてある。その点では少年法のこの五条の二の第三項と同じなんですが、さらに刑訴法の方では、二百八十二条の五でこれ罰則まで掛けているんです。被告人や弁護人が閲覧、謄写した証拠を弁護の目的以外に使って人に渡した、提示したという場合は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金、これだけ厳しい制裁が科されているわけです。ところが、少年法の方は一般論としてやつちや駄目ですよくと書いてあるだけで、非常に私はバランスが悪いと、非常にバランスが悪いというふうに思いますが、この点はいかがでしょうか。

○政府参考人(大野恒太郎君) 今委員が指摘されましたように、秘密の漏せつ絡みで、刑事訴訟法における目的外使用に今罰則があるのに対しても、この少年法の傍聴等につきましては罰則がないのはバランスが悪いじゃないかと、こういう御指摘でございました。

それで、時間も余りありませんので、最後に、発議者の方にお尋ねしたいと思いますが、今度は発議者の方で、法二十二条の六ということで家庭裁判所が被害者等に説明をしてあげると、こういう一条項が新たに作られたわけです。しかし、少年法は元々三十二条の二と、いう規定で通知をするところ、こういう規定もありまして、私は実際にどういふうに思っているのかな、というふうに思っておりま

す。そこで、時間も余りありませんので、最後に、発議者の方にお尋ねしたいと思いますが、今度は発議者の方で、法二十二条の六ということで家庭裁判所が被害者等に説明をしてあげると、こういう一条項が新たに作られたわけです。しかし、少年法は元々三十二条の二と、いう規定で通知をするところ、こういう規定もありまして、私は実際にどういふうに思っているのかな、というふうに思っておりま

す。それで、時間も余りありませんので、最後に、発議者の方にお尋ねしたいと思いますが、今度は発議者の方で、法二十二条の六ということで家庭裁判所が被害者等に説明をしてあげると、こういう一条項が新たに作られたわけです。しかし、少年法は元々三十二条の二と、いう規定で通知をするところ、こういう規定もありまして、私は実際にどういふうに思っているのかな、というふうに思っておりま

す。それで、時間も余りありませんので、最後に、発議者の方にお尋ねしたいと思いますが、今度は発議者の方で、法二十二条の六ということで家庭裁判所が被害者等に説明をしてあげると、こういう一条項が新たに作られたわけです。しかし、少年法は元々三十二条の二と、いう規定で通知をするところ、こういう規定もありまして、私は実際にどういふうに思っているのかな、というふうに思っておりま

す。それで、時間も余りありませんので、最後に、発議者の方でお尋ねしたいと思いますが、今度は発議者の方で、法二十二条の六ということで家庭裁判所が被害者等に説明をしてあげると、こういう一条項が新たに作られたわけです。しかし、少年法は元々三十二条の二と、いう規定で通知をするところ、こういう規定もありまして、私は実際にどういふうに思っているのかな、というふうに思っておりま

す。それで、時間も余りありませんので、最後に、発議者の方にお尋ねしたいと思いますが、今度は発議者の方で、法二十二条の六ということで家庭裁判所が被害者等に説明をしてあげると、こういう一条項が新たに作られたわけです。しかし、少年法は元々三十二条の二と、いう規定で通知をするところ、こういう規定もありまして、私は実際にどういふうに思っているのかな、というふうに思っておりま

す。それで、時間も余りありませんので、最後に、発議者の方にお尋ねしたいと思いますが、今度は発議者の方で、法二十二条の六ということで家庭裁判所が被害者等に説明をしてあげると、こういう一条項が新たに作られたわけです。しかし、少年法は元々三十二条の二と、いう規定で通知をするところ、こういう規定もありまして、私は実際にどういふうに思っているのかな、というふうに思っておりま

す。それで、時間も余りありませんので、最後に、発議者の方にお尋ねしたいと思いますが、今度は発議者の方で、法二十二条の六ということで家庭裁判所が被害者等に説明をしてあげると、こういう一条項が新たに作られたわけです。しかし、少年法は元々三十二条の二と、いう規定で通知をするところ、こういう規定もありまして、私は実際にどういふうに思っているのかな、というふうに思っておりま

この法案成立するまでの、成立というか、作るまでの間にやつぱり更に明確な要件にすべきでないかという指摘が随分あつたというふうに伺つておるんですけども、それでもあえてこの生命に重大な危険を生じさせたということでおまとめになつた理由は何んなのか。これは当然、だれが判断するかといえば裁判所が判断することになるんですけども、一方でその被害者の方に立証の負担を強いることになるおそれがあるんではないかなというような危惧もあるんですけれども、この点についても確認をさせていただきたいと思います。

○政府参考人(大野恒太郎君) まず、生命に重大な危険を生じさせた要件の明確性でございますけれども、先ほど松野委員の御質問にもお答えいたしましたように、被害者が死亡に至る蓋然性が極めて高い状態にあつたことを意味するわけでありまして、要件といったましては、これ以上なかなか具体的に書き込むことは困難ではないだろうか

というようになります。

今、委員が御指摘になりましたのは、被害者に立証の負担を与えることになるんぢやないかといふ点であります。ただ、これまで御説明申し上げておりますように、生命に重大な危険を生じさせた、つまり少年による傷害によって生命に重大な危険を生じさせたと、こういうことでありますけれども、実際の事件におきましては傷害の生じた部位や程度は様々であります。最終的には証拠に照らして判断されるべきでありますけれども、そうした証拠の関係であります。

傷害の程度は非行事実や情状に関する大変重要な事実であります。現在の少年審判におきましても、医師の診断書や関係の供述調書、写真撮影報告書等の証拠によつて認定されているところであります。したがつて、これに先立つ捜査段階でもこうした証拠や資料の収集に努められておりまして、これが家庭裁判所に提出されているわけでございます。家庭裁判所は、そうした証拠に基づきまして個別の判断に応じて適切な判断を行うことができるわけでありますので、被害者側に過大な

立証の負担を与えるといふようなことはないといふように考えております。

○木庭健太郎君 もう一点確認で聞いておきます

が、まあ念のためですが、結局ここは生命に重大な危険が生じてなければということが最大の要件

になるんであって、例えばその被害者の方がその後介護をするようなもう重篤な後遺障害がたど

え生じたとしても、生命にその時点で重大な危険が生じてなければ傍聴は認めないと、こういうこ

とになるんだろうと思うんですが、それは一応なぜかということとともに、念のためこの点を確認をさせていただきたいと思います。

○政府参考人(大野恒太郎君) 今、委員が御指摘になりましたように、被害者に介護を要するよう

な重篤な後遺障害が生じた場合も傍聴を認める事

件に含めるべきではないかというような意見は立てました。

ただ、傷害により生じ得る身体機能の障害とい

たしましては、例えば手の指が欠損するというも

のから下半身が不隨になる等々、様々なものが考

えられるわけでありまして、どのような機能障害

を対象にするのか、どうも一義的に明確にならな

いのではないかという意見があつたわけであります。

○政府参考人(大野恒太郎君) 現行の少年法が三

十七条一項で、児童福祉法違反等少年の福祉を害

する成人の刑事事件は家庭裁判所の管轄権に属せしめておるわけであります。

その理由は、こうした成人の刑事事件は少年事

件を専門に取り扱つて少年に理解のある家庭裁判

所が取り扱うのが適当である、あるいはこうした

事件は少年事件の調査の過程で発覚することが多

く、証拠関係も共通することが多いので家庭裁判

所が取り扱うのが相当である、こう考えられたた

めであるとされておるわけであります。

しかし、実際のところ、最近では刑事事件担当

の裁判官も少年に対する十分な理解を有しております。

未成年事件と少年の福祉を害する成人の刑事事件の

証拠が共通の場合は確かにあるわけであります。

少年保護事件の証拠が自動的に成人の刑事事件の

裁判になるわけではありません。

かえつて、今のような少年の福祉を害する成人

の刑事案件を家裁の管轄にしておりますと不都合

な点があるのではないかというような指摘もなさ

れております。

一つは、家裁の管轄を有する少年の福祉を害す

る事件とそれ以外の事件があつた場合に、併合罪

と申しますけれども、があつた場合に、家裁と地

立証の負担を与えるといふようなことはないといふように考えております。

○木庭健太郎君 もう一点確認で聞いておきます

が、まあ念のためですが、結局ここは生命に重大な危険が生じてなければということが最大の要件

になるんであって、例えばその被害者の方がその後介護をするようなもう重篤な後遺障害がたど

え生じたとしても、生命にその時点で重大な危険

が生じてなければ傍聴は認めないと、こういうこ

とになるんだろうと思うんですが、それは一応な

ぜかということとともに、念のためこの点を確認をさせていただきたいと思います。

○政府参考人(大野恒太郎君) 今、委員が御指摘

になりましたように、被害者に介護を要するよう

になりました。

家庭裁判所がそのような事件を管轄しているこ

とが何か不都合があるのか、そんなんことも含めて、

三十七、三十八条を削除した理由を御説明してい

ただきたいと思います。

○政府参考人(大野恒太郎君) 現行の少年法が三

十七条一項で、児童福祉法違反等少年の福祉を害

する成人の刑事事件は家庭裁判所の管轄権に属せしめておるわけであります。

その理由は、こうした成人の刑事事件は少年事

件を専門に取り扱つて少年に理解のある家庭裁判

所が取り扱うのが適当である、あるいはこうした

事件は少年事件の調査の過程で発覚することが多

く、証拠関係も共通することが多いので家庭裁判

所が取り扱うのが相当である、こう考えられたた

めであるとされておるわけであります。

しかし、実際のところ、最近では刑事事件担当

の裁判官も少年に対する十分な理解を有しております。

未成年事件と少年の福祉を害する成人の刑事事件の

証拠が共通の場合は確かにあるわけであります。

少年法三十八条の家庭裁判所による通知とい

うのは、家庭裁判所における調査、審判の過程

で少年法三十七条に規定する少年の福祉を害する

事件が発見されることが多いということを考慮い

たしまして、刑事訴訟法二百三十九条二項の特則、

これは公務員の告発義務に対する特則という趣旨

であります。しかし、そうした特則として設けられたも

のと理解されております。

少年法三十八条に規定された事件に限られるもの

と、家裁の調査、審判の過程で発見されることが

多い少年の福祉を害する成人の刑事事件は決して

ではありません。それ以外の事件も発見されること

が多いわけであります。そうだといたしますと、

この三十七条に規定された事件に限定して特別の

通知を行うというような合理性は必ずしもなく、

むしろ刑事訴訟法二百三十九条二項、公務員に求

められる告発で十分に対応できるのではないかと

考えられましたことから、この法律案では三十七

条と併せて三十八条も削除することとしたという

ことでござります。

○木庭健太郎君 これ、衆議院の参考人の意見陳述でございました。神戸の連続児童殺傷事件の被害者の方が参考人で来られて、少年事件における健全育成の対象となる少年というのは一般的には加害少年とされているけれども、少年事件の当事者というのは一体だれなのか、それは、加害少年のほか、被害を受けた少年であり、その兄弟たちであるとおっしゃっております。被害を受けた少年たちは、加害少年と異なりまして何の全く支援も受けられなかつたという意見も述べられた。そういうのが非常に印象に残りました。

今、国として犯罪被害者基本計画を策定して、犯罪被害者の基本計画に基づいて様々な施策をやつてきているわけですが、本当にこれをきちんとやらなければ、今回の少年法の改正というのはまさにその一つだけであつて、本当にこれから全般的に施策を進める必要性、特に被害を受けた方たちにどうしていくかが大事だなということを感じた次第でございました。

そこで、全般的な今のこの基本計画に基づいた推進状況につきましては、先ほど御答弁があつておりました。白書の問題とか御説明ありました個々の問題で幾つかちょっとお聞きしておきたいんですけれども、まず警察は、被害者に総合的支援を行うために、各県ごとに今被害者支援連絡協議会を設置されてやつておられます、簡潔にこれ、どういうことを今まで進められたのか、御説明を警察の方からいただきたいと思います。

○政府参考人(米村敏朗君) お答えいたします。警察は、犯罪被害が発生いたしましたと、言わば当初より被害者の方と接触するなど、最も身近な立場にあります。そうした中で、被害者対策要綱でありますとか、あるいは全国の警察署に支援要員を指定いたしまして被害者の方とお会いをして様々な支援をしていく。ただし、警察だけでその支援が全体を賄うことはなかなかできないということでございまして、そういう意味で、関係する機関と連絡協議会を全国に設置を

いたしております。都道府県すべてに設置をされているわけであります、あわせて、警察署のレベル、市町村のレベルでも被害者支援の地域のネットワークをつくつて当初より支援活動を行つてあるといふことでござります。

平素は、それぞれの機関の間での情報交換でありますとか、支援のありようについての意見交換、あるいは職員のいわゆる研修でありますとか等々を行つてあるといふことでござります。あるいは職員のいわゆる研修でありますとか等々を行つてあるといふことでござります。

○木庭健太郎君 この法律が通るとどうなつてくれるかというと、裁判所、特に家庭裁判所はこれから加害者じやなくて被害者と本当に真っ正面から向き合うことが多くなるわけであつて、もちろん人的体制の整備、御指摘がありましたから裁判所から要求があれば我々も頑張るつもりですが、それ以上に職員一人一人が本当に被害者にどう向かっていかかという、研修とかそんなことをどうお考えになつておられるか、施行されるんですからね、そこをどんなふうにしてやつていかれるのか、お聞きしておきたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(一本松利忠君) お答え申し上げます。

現在、全国の裁判所におきまして、犯罪被害に遭われた方やその御家族、御遺族、おられる方、さらに犯罪被害者問題に関する専門家等のお話を直接伺い、個々の裁判所職員が被害者の方の置かれた立場あるいはお気持ち、痛みなどを理解して応対できるようにするための研究会等を実施しております。

本法律案が成立いたしまして傍聴制度が導入される場合には、これまでの取組を更に続けるとともに、被害者の方々に審判廷での留意事項を理解する研修も行つておるところでございます。さらに、厚生労働科学研究によりまして、平成十七年度から十九年度にかけましては、犯罪被害者の精神状態についての実態とニーズの調査や精神保健福祉センターなどの職員が犯罪被害者に

以上でござります。

○木庭健太郎君 今度は、少年審判が終わつた後、被害者の方々の心の悩みというものは全然それを取り除かれるわけではなく、ある意味では一つの大きな転換にはなるかもしれません、まさにその後の今度は精神的ケアの問題になつていくと思います。

基本計画含めて、いろんな犯罪被害者の問題については厚生労働省もかかわる部分が大きい、と思うんです。つまり、被害者そのものではなく、その被害者の関係者であり、なおかつ、先ほど申し上げました、子供であればその兄弟姉妹、この方たちに対する心のケアの問題も重要な問題だと思つています。

こういったことに対し、厚生労働省は何か考え方はあるんでしようか。

○政府参考人(中村吉夫君) お答えいたします。犯罪被害に遭われた方やその御家族、御遺族、さらには現場を目撃された方を含めまして、事件や事故によりPTSDなど精神的に影響を受けられた方の心のケアにつきましては、保健所、精神保健福祉センター、医療機関などを中心に継続的、体系的な支援が重要であると認識しております。

このため、保健所や精神保健福祉センターにおきまして心の健康問題に関する相談を行うとともに、必要であれば医療機関への受診を勧めるといたった取組が行われております。県警本部の依頼によりまして、被害者や御家族のカウンセリングを行つておるところです。また、こうした相談活動の質の向上を図るために、病院、精神保健福祉センターなどに勤務する医師、保健師などを対象としたPTSD対策専門研修会を開催し、この中で犯罪被害者などの心のケアに関する研修も行つておるところでございます。

ささらに、厚生労働科学研究によりまして、平成十七年度から十九年度にかけましては、犯罪被害者の精神状態についての実態とニーズの調査や精神保健福祉センターなどの職員が犯罪被害者に

かかる場合のマニュアル作りなどに関する研究を行いましたし、今年度からは、犯罪被害者に生じる外傷性ストレス反応を中心とした精神病の実態把握と治療方法に関する研究を実施しておるところでございます。

今後とも、関係省庁と連絡いたしまして、犯罪被害に遭われた方やその御家族、御遺族に対する心のケアの充実に取り組んでまいりたいと思っております。

○木庭健太郎君 内閣府に来ていただいておりますので、内閣府として、かじ取り役として、この少年法、通りますと傍聴の問題は一つ山を越えるんですけども、何が残された課題だと考えていいらずしゃいますか、簡潔にお聞きしておきます。

○政府参考人(殿川一郎君) 現在、基本計画に基づきまして二百五十八の施策に取り組んでおりまして、それぞれいろいろな施策ごとに、順調に進んですけれども、何が残された課題だと考えていいらずしゃいますか、簡潔にお聞きしておきます。

○政府参考人(殿川一郎君) 現在、基本計画に基づきまして二百五十八の施策に取り組んでおりまして、内閣府として、かじ取り役として、この少年法、通りますと傍聴の問題は一つ山を越えるんですけども、何が残された課題だと考えていいらずしゃいますか、簡潔にお聞きしておきます。

問題につきまして的一般国民の理解を更に強める必要があるとか、あるいは地方公共団体、特に住民に身近な市町村のレベルでの被害者支援というものにつきましてはまだ十分であるとは言えないという状況にあると考えておりまして、今後、引き続き取組を強化する必要があると考えております。

例えば、内閣府として担当しております被害者問題につきましての一般国民の理解を更に強める必要があるとか、あるいは地方公共団体、特に住民に身近な市町村のレベルでの被害者支援というものにつきましてはまだ十分であるとは言えないという状況にあると考えておりまして、今後、引き続き取組を強化する必要があると考えております。

いずれにしましても、こういった計画の進展状況をしつかりと検証しながら、将来的には二年度に現在の計画の見直しというのも課題になつてしまりますので、そういうふうに向けて今後更に積極的な推進に努めていきたいと、このように考えております。

○木庭健太郎君 最後に大臣に。

今それぞれの省庁、一応どんなことをして、ど

うしようかという話、聞かせていただいて、もちろん中核の一つは法務省であることは私は間違いないと思っているし、法務省として法的整備をすることとは随分進んできたと思います。

ただ、やっぱり私は、どつつかといふと、一番残っているのは、教育の分野みたいなところに、被害少年がいて、加害少年がいて、そのときの教育現場ですよね、この厳しさみたいなことも本当に感じてみたり、もうやらなくちゃいけない、検討しなくちゃいけないことは山ほどあると思つております。

害者はあるいはその遺族と、最愛の家族を失われた遺族の気持ち、これを考へるとどう表現を何十回と使つたんですかけれども、考えてみると、被害された者たる御遺族というのは被害者なんですね。加害少年によつて殺人という非行あるいは事件が起きたる、確かに亡くなつた方は被害者なんでしょうね。けれども、兄弟が被害者ではなくて、遺族と言われる方全員が被害者であつて、それをメンタルな面でも含めて温かく見詰めて、尊厳を守り、救済するというのは、言葉で言うのは簡単だけれども、実際にには大変な仕事なんだろうと、こう思つて、注

少年のいわゆる萎縮のおそれについて、少年の心理や性格などについてのどのような御検討の上で法案を提出されたのかについてお尋ねをしたいと思います。

今日午前中、参考人にも紹介をしましたけれども、昨年の少年法改定の議論の際にこの委員会でも私紹介をさせていただきました平成十二年の法律総合研究所の研究部報告十一という冊子がございます。これは、少年院在院者のうちに被虐待経験を持っている子供たちがどれほどいて、その実情がどうなっているかということを調査をしたも

おきましては、関係団体あるいは少年審判に閲覧されたる弁護士会、裁判所あるいは刑事法学者等を交えた意見交換会、ヒアリング、パブリックコメント等を中心に様々な御意見や参考になる資料等を集めまして、それに基づいて傍聴制度の導入の可否等についての調査、審議を進めたと、ういうことでござります。

○仁比聰平君 私が指摘をしているような科学的な知見に基づく検討というのはなされていないないです。今、局長がおっしゃった意見交換会があるのは法制審も十二月の中下旬からでしょうか、わざ

○國務大臣(鳩山邦夫君) 被害者の方々のための
施策として本法律案は立案をされ、今御審議を
いただいているわけでございますけれども、その
ことによつて被害者の尊厳を守ること、あ
るいは被害者の救済というのがどこまでできるか
といえれば極めて限定的でありまして、犯罪被害者
等基本計画に盛り込まれた施策は政府全体で二三百
五十八あるということをございます。これは、今
それぞれ木庭先生が聞かれた政府の方々は、ペラ
ペラべらべらとよくお答えになつておられます
が、問題はそこに心が入るかだと思うんですよ。
それを是非、私どもも含めて政府全体で心を込め
てやらなければならぬとつくづく思います。
そして、今日の参考人ですね、午前中の、また
引用いたしますが、望月さん、被害の回復には様々な
困難が立ちはだかっており、社会全体で被害者
を支えることが重要だと冒頭おっしゃつてゐる。
この意味は今、木庭健太郎先生がおっしゃつた、
衆議院での参考人の方の御意見、あの神戸の事件
の被害に遭われた少年のお父様であつたと思いま
すけれども、確かにその参考人がおっしゃつたと
おりで、先生が御指摘されたとおりだと私は思つ
ておりますが、大臣の決意を聞いて質問を終
わりたいと思います。

務省ができるることは限定的かも知れませんけれども、先陣を切つて努力するというつもりでござります。

ちょっとと、先ほど答弁の機会を与えていただけになかったので、私ちょっとと言いたいことがあります。ですが、説明ですね、家裁の説明の件。

これ、例えば家裁には調査員という特別の方がいる。調査官ですね、調査官。書記官、まあ書記官はほかにもいますが、調査官というのは、裁判官所つて普通自分では調査しないわけですが、家裁は自分で調査するという特別な働きをすると。だけれども、行き過ぎてしまわないかと今野先生、質問されましたね。

私は、その辺を含めて、やはり懇切丁寧に被害者、遺族に説明をされるんだったら、それはもう原則は裁判官が説明をするというぐらいの気持ちでやつてももらいたいと思います。それができなければ、もうよほどよく打合せをして、調査官が説明することあってもいいが、家裁は、私が裁判所に何か口出しするようでいけないのかもしれませんが、気持ちとしては、家裁の裁判官が直接説明するような温かみを持つてもらいたいと思います。

な結果でございました。これを取り上げた私の質問に対して、今日はお呼びしていませんが、梶木矯正局長が、虐待等によつて、身体的な影響ばかりではなく、人から愛されるあるいは人を愛するという愛着行動への障壁を作らぬ供たちが持つてゐること、破壊的な行動を行ふパニック行動、自傷行為、こういった感情や行動への影響も出てきている、また、他人に対する基本的な不信感が植え付けられることによって自分に対する自己イメージが低い、あるいは強い対人不信感があると、こういったことが個々の子供たちの特質として浮かび上がつてきたという御答弁をされているんですね。

こうした少年たちの心理や性格などに照らして、審判廷において被害者が傍聴をするということがその心理にどのような影響を与えるのであるかという、そういう科学的な知見に基づく検討がなされたんでしようかとこれまで政府、当局にもお尋ねをしてきまして、私ははつきりそのままの検討は伺つてきていません。今日、法制審に参加をされた川出先生にもお尋ねをしてみましたら、法制審にそのような検討結果が出されたとは思つていいと、いう旨の御発言だったと私は理解をしていますが、そのような検討は行つてないですね。

○政府参考人（大野恒太郎君） ただいま御指摘が

か三ヶ月程度という形でなされておりまして、その間に少年の心理や性格、特質あるいは供述心理組みやあるいはその運用というのができるのかどうと、私は一人の政治家として大変疑問に思うのですが、そこで修正案発議者にお尋ねをしたいと申します。

〔理事山内俊夫君退席、委員長着席〕

修正案提案者は、少年の健全育成を妨げるおそれがなく相当などの要件を付されるという修正をされたんだけれども、その前提として、少年が審査判断でどのような心理状態にあるのかといううて御検討はされましたか。

○衆議院議員(細川律夫君) 特に詳しく述べるわけではありませんけれども、この法案が出てまいりましてから、いろいろ専門家の方にお話を聞くということはいたしました。その際、やつぱり傍聴を認めるということは、少年に対していろんな心理的影響を与える、特に萎縮をするのではないかと、そして真実を話さないようになるのではないかというような強い意見が出されましたが。

そういうことで、具体的な詳しい研究はいたしませんでしたけれども、そういう少年にいろんな影響があるというようなことは、いろんな方から指摘を受けて私なりに知っております。

私も、この審議、衆議院、参議院で、例えば被

まず、法務省の刑事局長に、被害者傍聴による

ございましたけれども、今回の立案に至る経過に

○仁比聰平君 衆議院における修正の経過といふ

のは、私は関心を持つて見ていたつもりですけれども、その私にとつても全く分からぬ、まあ水面下とというんでしようか。そういう形で、私は中身は全然分からぬままこの参議院での審議を迎えたんですけれども、ある以上は、私が申し上げているような科学的な検証というものはなかつたのではないかなどやはり思います。

今、細川先生からお話を伺いましたので、引き続き細川先生にお尋ねをしたいんですけども、修正で付された健全育成を妨げるおそれがなく相当といふこの考え方について、提案者の皆さんからも、それから政府当局からも、これまでの少年法の理念、目的を変えるものではないんだと、これまでの少年法の理念の上に可能な限り被害者の心情を受け止めるようにするんだといった趣旨の御議論がされてきました。

その少年法の理念を踏まえて、少年法の健全育成に照らして相当と認めるときという要件を付すべきではないかという意見が少年司法に關係をしてこられた方々から幾つも出されていたと思いますけれども、この妨げるおそれがなくということは健全育成に照らして相当とるのは、これ、意味は同じなんでしょうか、それとも違いますか。

○衆議院議員(細川律夫君) 私の考えでは、照らしてことのと健全な育成を妨げるおそれがないということでは、意味がちょっと違っているといふふうに思っております。

照らしてという場合には、少年の健全育成といふことと、それから被害者の心情や被害者の傍聴の権利とか、そういうのをある程度比較をするよう、そんなニュアンスがあるんではないかと。しかし、そうではなくて、この健全な育成を害することが、おそれがないといふことが、より縛りを掛けていくといふふうに考えております。

○仁比聰平君 そうしますと、修正の意味は、少年法の理念達成のために相当な場合に認めようと、私が紹介した意見というのはそういう御趣旨の意見だらうと思うんですけども、提案者の

方々としては、その表現よりもより厳しく少年法の理念、健全育成を害さないと、そういう理解で提案されているということですね。さればこれは萎縮なんだと、こういうことで前回の委員会は全然分からぬままこの参議院での審議を迎えたんですけれども、ある以上は、私が申し上げているような科学的な検証というものはなかつたのではないかなどやはり思います。

今、細川先生からお話を伺いましたので、引き

りでございます。より明確にしたと。少年の健全育成、この理念というのに合うという形で、おそれがないということで、それを基準を明確にしたと、こういうことでございます。

○衆議院議員(細川律夫君) まあ、大体そのとおりでございます。より明確にしたと。少年の健全育成、この理念というのに合うという形で、おそれがないということで、それを基準を明確にしたと、こういうことでございます。

○仁比聰平君 今の御答弁を運用に当たられる裁判所は銘記すべきだと私は思います。

そこで、少し話は戻りますが、少年の心理状態をどのように判断するのかということについて少しお尋ねしたいんですが、大野局長も、前回のこの質疑でもそれから今日も萎縮という言葉を御答弁の中でお使いになつていらっしゃいます。萎縮というのはどのような状態なのかと。この立法の問題として言えば、少年が萎縮するという状態を裁判官は何を資料として、あるいは何を微憑として判断するということになるのか。この萎縮という言葉については、日常用語としては大変語義が広いのではないかと思うんですね。そこはどう考えていらっしゃるんですか。

○政府参考人(大野恒太郎君) 大変、萎縮という言葉はある意味ではつきりしない点があるのかも

しれませんけれども、少年審判に被害者が傍聴されるということになれば、少年が被害者のことを見限られるんでしょうか。局長は、そのような場合はもちろん問題ですと先ほどの答弁の冒頭のところでおっしゃつたんですね。

○仁比聰平君 今局長が答弁されたような内容が今日午前中の参考人質疑の中でもちよつと出ましたので、その点、細川先生にお尋ねしたいと思うんですけども、今の局長の答弁のような場合に限られるんでしょうか。局長は、そのような場合に影響は及ぼさないだらうといふうに考えます。

○政府参考人(大野恒太郎君) 大変、萎縮という言葉はある意味ではつきりしない点があるのかも

しれませんけれども、少年審判に被害者が傍聴されるということになれば、少年が被害者のことを見限られるんでしょうか。局長は、そのような場合はもちろん問題ですと先ほどの答弁の冒頭のところでおっしゃつたんですね。

私は言わせれば、今大野局長が紹介になつたような裁判官の発言が耳に入らないとか、その働きかけを考えることができないとか、あるいは黙り込んでしまうとか、言いたいことも言えないとか、そんな状態になつたら審判の機能が害されていることはもう明白じゃないですか。それは極度の限界事例ですよ。少年の心理状態がどのようなものであるかと、そういうことについて科学的な知見に基づく検証もされておられないのに、そうでない場合

は、あたかも被害者の方々が在廷しておられるという意識にとどまつて審判の機能が害されないと、あればこれはもちろん問題があり、萎縮と言われる場面なんだらうといふうに思います。また、そうした問い合わせ等を受けてきちつと頭の中で考えられないといふことになればこれも問題だらうといふうに思いますし、またさらに、表現の過

程でも被害者がおられるということで黙り込んでしまう、あるいは言いたいことも言えなくなると、いうことになればこれは萎縮なんだろと、こういうことで前回の委員会でも申し上げたとおりでございます。

○衆議院議員(細川律夫君) 続けて伺いますけど、そのおそれがないものをどのように認識すべきであるというふうにお考えですか。

○仁比聰平君 続けて伺いますけど、そのおそれがないものをどのように認識すべきであるというふうにお考えですか。

○衆議院議員(細川律夫君) それは、条文中にも書いてありますように少年の年齢とかあるいは心身の状態、事件の性質、審判の状況、これらについていろいろ調査官も調査して、そしてそれが報告されていると思いますので、それはまさに個々具体的な少年あるいは事件などによって異なると、一概に言えるものではないといふうに思っています。

○仁比聰平君 政府案が修正案によって修正されこの参議院に送られているわけですから、今の細川先生の御答弁で私は納得しているわけではありませんが、その修正の意義というのは、これは政府当局においても、それから裁判所においても当然重いものであるということを改めて申し上げておきたいと思うんです。

裁判所が傍聴の許可をするに当たって、裁判官が何を資料としてどのように判断するのかということについて家庭局長にお尋ねをしたいと思うですけれども、これ前回の私の質疑の中で局長は、この法案の様々な考慮要素、それらの事情を十分考慮し、被害者が少年審判を傍聴された場合に起き得る問題も含めて検討して、そこは審判の機能が損なわれない場合に審判傍聴を認めるというこ

とににならうかという御答弁をされたんですね。この起き得る問題の中には、平成十二年の家庭局長答弁に言う、少年の内面に相当踏み込んだそういう審理に不可欠な、内面に関する

あるいはプライバシーに関する事項について発言することをためらうということだとか、あるいは少年の情操の安定や内省の深化が妨げられるおそ

れがあるというような場合、これが含まれますね。

○最高裁判所長官代理者(一本松利忠君) お答え

とで、いろいろ心配をして質問をしているというところでございます。

それで、前回の質疑のところでいろいろ議論がございました。仁比委員からも指摘があつたといふうに後で聞いておりますけれども、二〇〇〇年の少年法改正、これは被害者の意見聴取あるいは記録の閲覧、これを導入した法改正が行われたわけなんですが、このときに被害者の傍聴というものについてどう考えるかという議論が度々あつたというふうに理解をしております。

そのときに、当時の答弁者は異口同音に、意見聴取はいいけれども、被害者の傍聴を認めるという非常に問題があるよという答弁をしております。平成十二年の十月十日の最高裁判家庭局長の答弁がそうでありますし、三月二十九日の白井法務大臣の答弁もそうでありますし、また同年の十一月の十六日の、これは公明党的な発議者高木委員の答弁、これもそうであります。繰り返して被害者傍聴制度には問題がある、意見聴取ならない尊厳にふさわしい處遇というものが非常に大事でなければならない懸念が、それもそうであります。平成十二年の十月十日の最高裁判家庭局長の答弁がそうでありますし、三月二十九日の白井法務大臣の答弁もそうでありますし、また同年の十一月の十六日の、これは公明党的な発議者高木委員の答弁、これもそうであります。繰り返して被害者傍聴制度には問題がある、意見聴取ならない尊厳にふさわしい處遇というものが非常に大事であります。そういう懸念が、それもそうであります。高木委員については、三点、非常に簡潔に整理をしてまとめておられます。

記録には要保護性に関する資料がありますよね、いろいろ、少年の資質だとか生育歴だとあるいは養育環境等。こういうものはなかなか記録閲覧では見れない。しかし、法廷に行けば、審判廷に行けば見れると。しかし、被害者がそこに入ってくれば、傍聴すれば、裁判官がそのことが被害者側に知れるのではないかということと、そういう記録はやっぱり出されない。そのことによって審判、適正な事実認定だとかあるいは処遇選択が誤るんではないかと、こういう問題点。そしてもう一つは、いろいろ議論になつております少年の情操の安定とかあるいは反省の深化、これが妨げられる。当時、こういう主に三つの理由で、意見聴取はいけれども被害者が傍聴するということは

やつぱり問題があるということを多くの人たちが指摘をしているわけなんです。

ところが今回それが言わば一定の場合には実現するということになりますが、これは繰り返しが、細川発議者にお尋ねをいたしますが、当時は記録の閲覧、これを導入した法改正が行われた形で皆さんのがおっしゃったんだけれども、今回それが今度は傍聴が許されると。そういう懸念は払拭されたんでしょうか、御答弁いただきたいと思います。

○衆議院議員(大口善徳君) 平成十二年十一月十日

六日、我が党の高木陽介からこの三点についての懸念が指摘されております。

これにつきましては、先生ももう議論していた

いたわけですけれども、平成十六年に犯罪被害者等基本法の議論がありました。そして、平成十七年には犯罪被害者等基本計画でやはり被害者の

尊厳にふさわしい處遇というものが非常に大事であります。そういう点で、犯罪被害者の尊厳にふさわしい待遇ということで、やはり審判のやり取りに

ついて直接聞きたい、加害少年が本当に何を言っているのか、また反省しているのか、そういうことを是非とも聞きたいという、その思いを今回、

少年法改正という形でやらせていただいたわけであります。

そこで、そういう中で、やはり御懸念が指摘さ

れていたわけですけれども、平成十六年に犯罪被害者等基本法の議論がありました。そして、平成十七年には犯罪被害者等基本計画でやはり被害者の

○近藤正道君 分かりました。

これまでの懸念が指摘さ

れていたことも十分踏まえて、今回修正をやらせていただいたと。一つは、やっぱり少年の健全化

を図るために、少しだけの懸念が指摘さ

れていたことがあります。しかし、これだけ議論したわけではありません

ので、

そこで、

所の職員が行うこととされる新たな業務、とりわけ先ほど来議論ございました被害者への説明制度につきましては、その内容、詳細は今後最高裁規則で定めるということになつております。この法律、そして将来規則で定められた業務の内容、そこで予測される利用状況、業務量の程度を精査しました上で、さらには、少年事件を含む、先ほど御指摘ありました家庭裁判所における少年事件が減少傾向にあるというようなことも踏まえながら、被害者の説明に当たることが基本的に想定されております書記官など、家庭裁判所の職員について必要な人的体制の整備を検討していきたいと考えております。

○近藤正道君 終わります。

○委員長(遠山清彦君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(遠山清彦君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、舛添要一君及び山崎正昭君が委員を辞任され、その補欠として神取忍君及び長谷川大紋君が選任されました。

○委員長(遠山清彦君) これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○仁比聰平君 日本共産党の仁比聰平でございます。

本改正案に反対の立場で意見を申し上げます。長きにわたって置き去りにされ、あるいは証拠の一つや取材源としてしか扱われてこなかった被害者の尊厳を尊重し、その心情を重んずることの具体化は重要な政治課題であり、繰り返し述べたとおり、我が党は七〇年代以来、その努力を重ねてまいりました。

とりわけ、被害者や御遺族の知りたいことを知ることができないという要求に対し、警察を始めとした捜査機関が、少年事件だから、少年法が

あるからといって拒絶してきた被害者対応が少年司法全体への不信感を広げたこと、一方で、少年事件においても、捜査機関とそれをうのみにした裁判所による人権侵害と冤罪事件が繰り返されてきたことの猛省を求めるものでございます。改正案に反対する最も中心の理由は、被害者等の傍聴によって少年審判廷の機能が変質してしまうおそれがあるからです。ある裁判官の、被害者の心はいやされ、その回復がなされなければならない、しかしながら、司法がかなえることのできる措置にはその公的な性格から限界があるとの法案反対の訴えを私たちは真摯に受け止め、徹底かつ慎重に審議を深めなければなりません。少年手続は、少年の未熟さや可塑性にかんがみ、少年の改善更生と再犯の防止を目的とし、健全育成を理念としています。そのためには、少年が少年司法全体を通じて主体的に参加して自己の意見を自由に表明できなければならず、そのかぎりとなる審判廷は、閉ざされた少年の心に向き合い、少年が萎縮することなく審理に参加できる環境、受容的な雰囲気を確保することが不可欠です。しかし、現実には、これまでの審判廷においても少年は一般に心を閉ざし、特に審判廷の緊張した場でおまき縮しやすく、また言語的理解や表現力に劣る場合も多くあるため、自己の意見を十分に表明するのは困難であるというのが少年司法関係者の共通認識です。

法案は、被害者の傍聴を許す要件として少年の健全育成を妨げるおそれがないことを求める修正を経てもなお、被害者などの傍聴による少年の萎縮は否めないこと、当局及び修正案提案者が避けようとする萎縮とはどのような心身の状態をいうのかすらあいまいであり、裁判官による裁量的判断に歯止めが掛かっているとは言えないこと、裁判官が審判廷で初めて少年と向き合う前に、その心身にどのような影響が起こり得るのかの判断が可能なのかなどの問題点からすれば、被害者の心情に配慮するばかりに、被害者の要求があればこれを認める運用がなされかねません。にもかかわらず

す、対象少年の心理などについて科学的知見を踏まえた検討がなされたものとは言えません。審判廷が狭く、少年に与える影響がより強くなること、取り返しの付かないトラブルのおそれを否定できないことへの防止策も全く不十分です。また、傍聴を十二歳未満の場合に認めない修正され自体は当然ですが、なぜ十二歳かの科学的合理的根拠は明らかでなく、少年、中でも十四歳未満の触法少年の萎縮の可能性は変わりません。今回、閲覧、謄写の対象範囲を、法律記録の少年の心情、経歴など高度のプライバシーを含む部分についてまで拡大することは、少年の更生への影響から見て問題があります。

我が党は、少なくともこのような重大な問題点を有する本法案について、徹底かつ慎重な審議が必要であることを強く求めてまいりました。少年法をめぐっては度重なる改定が続き、その多くが強行採決され、それらの施行後の状況の検証も極めて不十分です。ところが、国民的合意がないまま、本委員会でまた趣旨説明当日の審議入り、参考人意見聴取当日の採決提案など、異例に異例を重ねる審議が行われ、審判廷の視察すら行わずにこうして採決の段階に至っていることに厳しく抗議をし、反対討論を終わります。

○近藤正道君　社民党・護憲連合の近藤正道です。

今回、三会派提出の少年法の一部を改正する法律案に対する修正案及び修正案を除く原案について、反対の立場で討論を行います。

今回の法改正は、被害者等への少年審判傍聴制度の新設、少年事件記録の閲覧、謄写の範囲の拡大などが主な内容です。

本法案により少年審判を被害者が傍聴すれば、精神的に未成熟で、社会的経験も乏しい少年が心理性に萎縮し、素直に事実関係の説明を行つたりする心事を語つたりすることが困難となるおそれがあります。また、調査官、付添人などがプライバシー保護の観点から、少年の資質、生育歴、養育環境などとの要保護性に関する資料を出しにくくなり、

裁判官が適切な処分を選択することは困難となります。裁判官が傍聴する被害者を意識して少年の心情に配慮する発問をためらうようになり、審判の教育的、福祉的機能が後退するおそれもあります。さらには、傍聴で得られた情報が外部に流出する危険性、狭い審判廷内で被害者と少年との間でトラブルが発生するおそれ、事件後間もない少年の発言や態度により被害者が二次被害を受ける危険性等も指摘されました。

これらの懸念は、二〇〇〇年の法改正時に傍聴制度を認めない理由として政府・与党からも主張されていました。今回の政府及び修正案提出者の答弁でも、残念ながら、これらの弊害について有効な防止策がないことはもちろん、新たな制度導入に伴う人的、物的手当てもないことが明らかとなりました。

三会派による修正案についても、少年の健全な育成を妨げることがないことを傍聴を認める要件として加えるなどの修正を行っておりますが、どこまで有効な歯止めとなるのか不明です。また、十二歳以上ということについては、その根拠も、触法少年、刑事責任能力との関係も不明です。家庭裁判所の被害者への審判状況の説明義務も、傍聴制度との関係が不明確です。三年後見直し規定についても、その間の実施状況の調査、報告がなければ、事実に基づく冷静な議論は期待できません。被害者による少年審判の傍聴制度がどのような影響を生むのか、拙速な修正ではなく、徹底的な委員会審議、検証を行う必要があったと考えます。

少年事件の被害者についても、権利保障が図られるべきです。この点については、少年法の教育的、福祉的機能を損なわない範囲で、二〇〇〇年の少年法改正において整備された諸制度を被害者の皆さんに丁寧に知らせ、被害者の方が十分に活用できるように支援体制を整備することこそが求められているのではないでしょうか。被害者支援のすべてを刑事司法制度に持ち込むのは、被害者にとっても刑事司法制度にとつても望ましいことで

はありません。

政府案、修正案共に拙速のそりを免れることはできず、傍聴制度は、これまで我が国の安全、安心を維持する上で極めて大きな役割を果たしてきた少年法の教育的、福祉的機能を損なつおそれを否定できないことから、社民党としては反対せざるを得ません。

以上、反対の討論といたします。

○委員長(遠山清彦君) 他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

少年法の一部を改正する法律案に賛成の方の手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(遠山清彦君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、千葉景子君から発言を求められておりますので、これを許します。千葉景子君。

○千葉景子君 私は、ただいま可決されました少年法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民新・日本、自由民主党・無所属の会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

附帯決議(案)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障という犯罪被害者等基本法の basic concept を十分尊重しつつ、今後とも少年の健全な育成

とという少年法の目的が確実に達成されるよう努めること。

二 犯罪被害者等による少年審判の傍聴は、審判に支障が生じない範囲で認められるものであることを踏まえ、少年が萎縮し率直な意見表明ができるなくなることがないよう、広めの

以上でございます。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。
○委員長(遠山清彦君) ただいま千葉君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

審判廷の使用、座席配置の工夫等適切な審判

廷の在り方について検討の上周知すること。

三 犯罪被害者等が別室でモニターにより少年

審判を傍聴する方法については、犯罪被害者等からの要望等を勘案しつつその利点及び問題点を検証し、幅広い検討を行うこと。

四 犯罪被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大については、社会記録が少年や関係者のプライバシーに深くかかわる内容を含むものであるとして引き続きその対象から除外された趣旨を踏まえ、法律記録の閲覧又は謄写をさせることの相当性の判断をする場合においても、少年や関係者のプライバシーの保護に十分留意する旨周知すること。

五 犯罪被害者等による少年審判の傍聴や犯罪被害者等への少年審判の状況の説明の適切かつ円滑な実施等のために、家庭裁判所がその責務を十分に担えるよう、家庭裁判所調査官、裁判所書記官等の増員、広い審判廷の確保その他の必要な人的・物的体制の整備・拡充に努めること。

六 少年審判手続における犯罪被害者等への配慮に関する制度の在り方についての検討に資するため、関係省庁は、国会に対し、本法に基づく犯罪被害者等による審判の傍聴、記録の閲覧・謄写、犯罪被害者等への審判の状況の説明等の実施状況等について、適時、積極的に情報提供をすること。

七 犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえ、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、関係機関は連携して、幅広い分野における支援・救済措置の充実に努めること。

右決議する。
以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(遠山清彦君) ただいま千葉君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(遠山清彦君) 全会一致と認めます。

よつて、千葉君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、鳩山法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。鳩山法務大臣。

○国務大臣(鳩山邦夫君) ただいま可決されました少年法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対応してまいりたいと存じます。

また、最高裁判所にかかる附帯決議につきましては、最高裁判所にその趣旨を伝えたいと思いますが、問題は、とりわけ附帯決議の第五番目であろうと思つております。

三権分立ということはよく分かっておりますが、裁判所の様々な機能、調査官、書記官の増員、審判廷の確保等を考えますと、これは予算の要るところです。予算の議決権はここにおられる国会議員の皆様方がお持ちでありますので、そのことを最高裁判所が重く受け止めるようによく伝えたいたいと思います。

○委員長(遠山清彦君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(遠山清彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十一分散会

一、離婚後三百日問題を始めとする民法の一部の改正に関する請願(第二二七四九号)第二二七五〇号)(第二二七五一号)(第二二七五二号)(第二二七五三号)(第二二七五四号)(第二二七五五号)

一、選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願(第一二七〇八号)(第二二七〇九号)

一、法務局、更生保護官署、入国管理局署、少年院施設の増員に関する請願(第二二七七六号)

一、選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願(第一二七五七号)

一、維持法義牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一二八八八号)(第二九〇六号)(第二九〇八号)(第二九一六号)(第二九四〇号)

一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法義牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一二七八〇号)(第二二七八一號)(第二二七八二号)(第二二七九一號)(第二二八一八号)(第二二八二九号)

一、請願者スイス連邦八、〇〇六チユーリック

重国籍容認に関する請願

請願者ヒ・トゥーナー通り一四フレイ

朝子外六十三名

紹介議員浜四津敏子君

第二二七〇二号平成二十年五月二十三日受理

請願者スイス連邦八、〇〇六チユーリック

重国籍容認に関する請願

請願者ヒ・トゥーナー通り一四フレイ

朝子外六十三名

紹介議員浜四津敏子君

この請願の趣旨は、第一二三六二号と同じである。

選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願

請願者静岡県御殿場市西田中五〇二ノ四

選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請

願

請願者古澤宏典外二百七十名

選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請

願

請願者高知市長浜二、八四五ノ一ノ三二

選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請

願

請願者大野理雅外二百七十名

選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請

願

紹介議員市田忠義君

この請願の趣旨は、第一二六六七号と同じである。

第二二七〇四号平成二十年五月二十三日受理

選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請

願

請願者井上哲士君

選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請

願

請願者高知市長浜二、八四五ノ一ノ三二

選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請

願

第三部 法務委員会会議録第十六号 平成二十年六月十日	【参議院】
六月五日本委員会に左の案件が付託された。	一、離婚後三百日問題を始めとする民法の一部の改正に関する請願(第二二七四九号)第二二七五〇号)(第二二七五一号)(第二二七五二号)(第二二七五三号)(第二二七五四号)(第二二七五五号)
一、選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願(第一二七〇八号)(第二二七〇九号)	一、法務局、更生保護官署、入国管理局署、少年院施設の増員に関する請願(第二二七七六号)
一、選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願(第一二七五七号)	一、選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願(第一二七五七号)
一、請願者スイス連邦八、〇〇六チユーリック	一、再び戦争と暗黒政治を許さないための治安維持法義牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願(第一二七八〇号)(第二二七八一號)(第二二七八二号)(第二二七九一號)(第二二八一八号)(第二二八二九号)
重国籍容認に関する請願	重国籍容認に関する請願
請願者ヒ・トゥーナー通り一四フレイ	請願者スイス連邦八、〇〇六チユーリック
朝子外六十三名	朝子外六十三名
紹介議員浜四津敏子君	紹介議員浜四津敏子君
この請願の趣旨は、第一二三六二号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二三六二号と同じである。
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願	選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
請願者静岡県御殿場市西田中五〇二ノ四	請願者静岡県御殿場市西田中五〇二ノ四
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請	選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請
願	願
請願者古澤宏典外二百七十名	請願者古澤宏典外二百七十名
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請	選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請
願	願
請願者高知市長浜二、八四五ノ一ノ三二	請願者高知市長浜二、八四五ノ一ノ三二
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請	選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請
願	願
請願者大野理雅外二百七十名	請願者大野理雅外二百七十名
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請	選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請
願	願
請願者市田忠義君	請願者市田忠義君
この請願の趣旨は、第一二六六七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二六六七号と同じである。
第二二七〇四号平成二十年五月二十三日受理	第二二七〇四号平成二十年五月二十三日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請	選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請
願	願
請願者井上哲士君	請願者井上哲士君
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請	選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請
願	願
請願者高知市長浜二、八四五ノ一ノ三二	請願者高知市長浜二、八四五ノ一ノ三二
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請	選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請
願	願
紹介議員市田忠義君	紹介議員市田忠義君
この請願の趣旨は、第一二六六七号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二六六七号と同じである。
第二二七〇四号平成二十年五月二十三日受理	第二二七〇四号平成二十年五月二十三日受理

この請願の趣旨は、第二六六七号と同じである。

第二七〇五号 平成二十年五月二十三日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願

請願者 北海道北斗市中野通三ノ九ノ一三
上原道代 外二百七十名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二六六七号と同じである。

第二七〇六号 平成二十年五月二十三日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請願
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請

請願者 川崎市川崎区追分町一三ノ二 藤
田有為子 外二百七十名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二六六七号と同じである。

第二七〇七号 平成二十年五月二十三日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請

請願者 岩手県遠野市青笹町青笹七ノ五六
奥寺モト子 外二百七十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二六六七号と同じである。

第二七〇八号 平成二十年五月二十三日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請

請願者 宮崎市島之内九 四三三ノ六 黒
木邦子 外二百七十名

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第二六六七号と同じである。

第二七〇九号 平成二十年五月二十三日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請
請願者 大阪府吹田市藤白台一ノ一ノ五ノ
三〇九 杉田真理子 外二百七十

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二六六七号と同じである。

第二七四九号 平成二十年五月二十三日受理
離婚後三百日問題を始めとする民法の一部の改正に関する請願

請願者 兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀一
二八一 梶原忠裕 外二百八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二七四九号と同じである。

第二七四九号 平成二十年五月二十三日受理
離婚後三百日問題を始めとする民法の一部の改正に関する請願

請願者 長野県須坂市井上一八六 佐藤貴
子 外二百八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二七四九号と同じである。

民法第七七二条では、結婚二〇〇日後に誕生した場合は現夫の子、離婚後三〇〇日以内に生まれた場合は前夫の子として戸籍に記載されるが、離婚の調停に時間が掛かり、なかなか離婚できない場合も少なくない。また、出生届を出せず戸籍や住民票がない子供は、児童手当や医療費助成などの行政サービスを受けることができないなど、子供の人権侵害も大きな問題である。与党のプロ

ジエクトチームが、離婚前に妊娠した場合の救済などを盛り込んだ民法特例法案をまとめたが、安倍首相（当時）を始め、閣僚や自民党幹部の相次ぐ反対意見や批判で法案は撤回された。法務省は、離婚後に妊娠したケースのみ、医師の証明書があれば、三〇〇日以内でも現夫の子として受理するという通達を出し、窓口での運用改善で済まさうとしているが、救われるのはわずか一割である。

現在ではDNA鑑定などによって父親の推定は可能であり、親子関係が証明されれば、子供の人権を最優先に、不利益のないよう対応することは当然である。

第二七五一号 平成二十年五月二十三日受理
離婚後三百日問題を始めとする民法の一部の改正に関する請願

請願者 丹治章子 外二百八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二七四九号と同じである。

第二七五二号 平成二十年五月二十三日受理
離婚後三百日問題を始めとする民法の一部の改正に関する請願

請願者 木根測幸夫 外二百八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二七四九号と同じである。

第二七五三号 平成二十年五月二十三日受理
離婚後三百日問題を始めとする民法の一部の改正に関する請願

請願者 和田和子 外二百八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二七四九号と同じである。

第二七五四号 平成二十年五月二十三日受理
離婚後三百日問題を始めとする民法の一部の改正に関する請願

請願者 福岡県大牟田市大字今山一、一五
三四 国連女性差別撤廃委員会からの勧告や、子どもの権利条約をいかし、再婚禁止期間の短縮、選択的夫婦別姓、結婚最低年齢改正など民法の改正を行うこと。

紹介議員

仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第二七四五号と同じである。

第二七五五号 平成二十年五月二十三日受理
離婚後三百日問題を始めとする民法の一部の改正に関する請願

請願者 神戸市北区星和台六ノ二二三ノ九
佐野経子 外二百八名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二七四五号と同じである。

第二七五〇号 平成二十年五月二十三日受理
離婚後三百日問題を始めとする民法の一部の改正に関する請願

請願者 兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀一
二八一 梶原忠裕 外二百八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二七四五号と同じである。

第二七五一号 平成二十年五月二十三日受理
離婚後三百日問題を始めとする民法の一部の改正に関する請願

請願者 北海道登別市桜木町五ノ八ノ五
丹治章子 外二百八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二七四五号と同じである。

第二七五二号 平成二十年五月二十三日受理
離婚後三百日問題を始めとする民法の一部の改正に関する請願

請願者 東京都三鷹市牟礼六ノ一五ノ三
木根測幸夫 外二百八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二七四五号と同じである。

第二七五三号 平成二十年五月二十三日受理
離婚後三百日問題を始めとする民法の一部の改正に関する請願

請願者 北海道室蘭市天神町一一ノ二 大
和田和子 外二百八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二七四五号と同じである。

第二七五四号 平成二十年五月二十三日受理
離婚後三百日問題を始めとする民法の一部の改正に関する請願

請願者 福岡県大牟田市大字今山一、一五
三四 福田恭介 外二百八名

紹介議員 仁比 聰平君

この請願の趣旨は、第二七四五号と同じである。

第二七五五号 平成二十年五月二十三日受理
離婚後三百日問題を始めとする民法の一部の改正に関する請願

請願者 神戸市北区星和台六ノ二二三ノ九
佐野経子 外二百八名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二七四五号と同じである。

第二七五〇号 平成二十年五月二十三日受理
離婚後三百日問題を始めとする民法の一部の改正に関する請願

請願者 北九州市八幡西区西川頭町九ノ三
懸谷容美 外百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二六六七号と同じである。

第二七五一号 平成二十年五月二十六日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請

請願者 北九州市八幡西区西川頭町九ノ三
懸谷容美 外百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第二六六七号と同じである。

第二七五二号 平成二十年五月二十六日受理
選択的夫婦別姓の導入などの民法改正に関する請

請願者 愛知県日進市北新町東相野山一
三八二 高木信之 外一万千五十
七名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二七四五号と同じである。

第二七五三号 平成二十年五月二十六日受理
法務局の登記、戸籍、国籍、供託、行政訴訟業

務及び人権擁護業務は、適正・迅速になされて、国民の権利と財産・取引の安心・安全を確保する

こととなるが、業務量の増大（特に登記では地図整備事業の推進や筆界特定制度の施行）に対しても従事職員が不足し、業務の停滞、過誤、サービスの低下、職員の健康破壊など危機的状況に直面している。更生保護業務については、犯罪の多様化、少年犯罪が激増・深刻化することによって従来の保護観察制度の見直しが進められ、保護観察官の業務も複雑・高度化し、業務量が増大している。また、出入国管理業務も、国際交流の活発化、海外旅行の增加などによって出入国者が増大し、か

つ、外国人による不法就労問題や在留審査業務の

院施設でも、近時の少年犯罪の凶悪化と多発する犯罪事案の下で慢性的な過剰収容の状態が続き、少年を更生させる本来の矯正教育を行うには程遠い状況にある。このような現状と、問題点を直視し、その改善策を探求するとき、人的確保によること以外はない。	
ついては、次の事項について実現を図られたい。	
一、法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の定員を増員すること。	設の増員に関する請願
第二七七七号 平成二十年五月二十六日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 広島県福山市今津町一、九七〇ノ五 高橋幸夫 外一万五千五十七名	請願者 北九州市八幡東区大蔵二ノ一七ノ一 四〇四 奥田麻里子 外一万五十七名 紹介議員 仁比 聰平君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。
第二七七八号 平成二十年五月二十六日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 北海道檜山郡江差町字南が丘七ノ四 大杉美和子 外一万五千五十七名	紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。
第二七七九号 平成二十年五月二十六日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 紙 智子君	紹介議員 武 外四百九十九名
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。
第二七七九号 平成二十年五月二十六日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 東京都江戸川区臨海町二ノ三ノ一 四ノ一〇九 武田真次 外二万五千七十七名	紹介議員 松野 信夫君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。
第二八一八号 平成二十年五月二十七日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 小池 翔君	紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。
第二八一八号 平成二十年五月二十七日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 文 外九百九十九名	紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。
第二七八〇号 平成二十年五月二十六日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施	設の増員に関する請願
第二七八一號 平成二十年五月二十六日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 岩本市川尻六ノ一一ノ五五 渡辺	紹介議員 川田 龍平君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。
第二九〇八号 平成二十年五月二十九日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 渡辺寿賀代 外四百九十九名	紹介議員 谷岡 郁子君
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。
第二九〇八号 平成二十年五月二十九日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 愛知県東海市加木屋町泡池一ノ一 一九四 神谷暢 外五百名	紹介議員 一九四 神谷暢 外五百名
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。
第二九一六号 平成二十年五月二十九日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 川崎市川崎区藤崎二ノ一八ノ二二 八木美智子 外四百九十九名	紹介議員 浅尾慶一郎君
この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。
第三〇六〇号 平成二十年五月三十日受理 裁判所の人的・物的充実に関する請願 請願者 福岡市東区千早六ノ二三一ノ二 〇五 小川和博 外九十九名	紹介議員 木庭健太郎君
国民の権利意識の高まりや企業の経済活動の領	設の増員に関する請願
第一八二九号 平成二十年五月二十七日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 島根県出雲市園町一五七 角孝修	設の増員に関する請願
この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。	この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。
第一八八八号 平成二十年五月二十八日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 岡山市大井二、二〇三 神田利男	紹介議員 仁比 聰平君
この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。
第一九〇六号 平成二十年五月二十八日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 東京都東山村野口町一ノ九ノ六 渡辺寿賀代 外四百九十九名	紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。
第一九〇八号 平成二十年五月二十九日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 川田 龍平君	紹介議員 三 石川勝雄 外四百九十九名
この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。
第一九〇八号 平成二十年五月二十九日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 渡辺寿賀代 外四百九十九名	紹介議員 舟山 康江君
この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。
第一九〇八号 平成二十年五月二十九日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 愛知県東海市加木屋町泡池一ノ一 一九四 神谷暢 外五百名	紹介議員 三 石川勝雄 外四百九十九名
この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。
第一九〇八号 平成二十年五月二十九日受理 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願 請願者 三三六五号(第三二八三号)	紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。
第一九〇八号 平成二十年五月三十日受理 裁判所の人的・物的充実に関する請願 請願者 福岡市東区千早六ノ二三一ノ二 〇五 小川和博 外九十九名	設の増員に関する請願
国民の権利意識の高まりや企業の経済活動の領	設の増員に関する請願

<p>域が拡大していく中で、裁判所に持ち込まれる法的な紛争はますます増加しており、事件の内容も複雑・困難なものになっている。これらの紛争や事件を公正・迅速に解決し、国民の権利を擁護していく上で、裁判所に寄せられる期待も一層大きなものとなっている。裁判所に対する国民の期待にこたえ、国民の権利が十分に保障され、自由で豊かな民主的社会を実現していくためには、利用しやすく信頼される裁判所の存在が不可欠である。しかし、「裁判に時間や費用が掛かり過ぎる」「裁判の手続や結果が分かりにくい」「市民にとって身近な、利用しやすいものになっていない」などの批判にもあるように、裁判所は、国民の期待に十分にこたえられるものにはなっていない。二〇〇九年から実施される予定の裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加する画期的な制度であるが、現在の裁判所は、新しい制度を円滑に運営していくためには極めて不十分な実情にある。その大きな原因の一つが、国家予算全体のわずか〇・四%弱という、極めて限られた裁判所予算と人員不足にある。紛争を公正・迅速に解決する裁判所の機能を強化し、国民のための裁判所を実現するためにも、裁判官・裁判所職員の大幅増員や、不足している法廷・和解室・調停室等の裁判所施設の充実は欠かせない。</p> <p>ついては、国民がより利用しやすい司法を実現し、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障していくため、次の事項について実現を図られたい。</p> <p>一、裁判所職員の定員を大幅に増やすこと。</p> <p>二、裁判所施設を充実させるため、裁判所予算を大幅に増やすこと。</p>		<p>第三〇六二号 平成二十年五月三十日受理 裁判所の人的・物的充実に関する請願 請願者 横浜市神奈川区栗田谷一六ノ一一 紹介議員 奥村芳明 外二百九十九名 この請願の趣旨は、第三〇六〇号と同じである。</p> <p>第三〇六一号 平成二十年五月受理 裁判所の人的・物的充実に関する請願 請願者 千葉 景子君 紹介議員 伊藤純子 外九百九十一 この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。</p>
<p>第三一二二八号 平成二十年五月三十日受理 裁判所の人的・物的充実に関する請願 請願者 熊本市島崎五十九六五ノ四 坂本 佳津江 外九十九名 紹介議員 松野 信夫君</p> <p>この請願の趣旨は、第三〇六〇号と同じである。</p>	<p>第三一二二九号 平成二十年五月三十日受理 裁判所の人的・物的充実に関する請願 請願者 熊本市島崎五十九六五ノ四 坂本 佳津江 外九十九名 紹介議員 小川 敏夫君</p> <p>この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。</p>	<p>第三一二二九号 平成二十年五月三十日受理 裁判所の人的・物的充実に関する請願 請願者 東京都新宿区中落合三ノ二五ノ九 大藏健三 外四百九十九名 紹介議員 前川 清成君</p> <p>この請願の趣旨は、第三〇六〇号と同じである。</p>
<p>第三一二七〇号 平成二十年六月二日受理 裁判所の人的・物的充実に関する請願 請願者 鳥取市宮谷二二八ノ一 福田勝彦 外三千六百三十四名 紹介議員 山下 芳生君</p> <p>この請願の趣旨は、第二四九三号と同じである。</p>	<p>第三一二七〇号 平成二十年六月二日受理 裁判所の人的・物的充実に関する請願 請願者 熊本市島崎五十九六五ノ四 坂本 佳津江 外九十九名 紹介議員 松野 信夫君</p> <p>この請願の趣旨は、第三〇六〇号と同じである。</p>	<p>第三一二七〇号 平成二十年六月二日受理 裁判所の人的・物的充実に関する請願 請願者 熊本市島崎五十九六五ノ四 坂本 佳津江 外九十九名 紹介議員 小川 敏夫君</p> <p>この請願の趣旨は、第二七七六号と同じである。</p>
<p>第三一二六五号 平成二十年六月三日受理 裁判所の人的・物的充実に関する請願 請願者 東京都文京区白山一ノ一二ノ五ノ五〇一 山口義彦 外二百九十九名 紹介議員 福島みづほ君</p> <p>この請願の趣旨は、第三〇六〇号と同じである。</p>	<p>第三一二六五号 平成二十年六月三日受理 裁判所の人的・物的充実に関する請願 請願者 東京都文京区白山一ノ一二ノ五ノ五〇一 山口義彦 外二百九十九名 紹介議員 浅尾慶一郎君</p> <p>この請願の趣旨は、第二六四五号と同じである。</p>	<p>第三一二六五号 平成二十年六月三日受理 裁判所の人的・物的充実に関する請願 請願者 東京都文京区白山一ノ一二ノ五ノ五〇一 山口義彦 外二百九十九名 紹介議員 福島みづほ君</p> <p>この請願の趣旨は、第三〇六〇号と同じである。</p>
<p>第三一二八三号 平成二十年六月三日受理 裁判所の人的・物的充実に関する請願 請願者 福岡市城南区茶山三ノ一ノ二一 浦川寿郎 外七千八百四十九名 紹介議員 仁比 聰平君</p> <p>この請願の趣旨は、第三〇六〇号と同じである。</p>	<p>第三一二八三号 平成二十年六月三日受理 裁判所の人的・物的充実に関する請願 請願者 福岡市城南区茶山三ノ一ノ二一 浦川寿郎 外七千八百四十九名 紹介議員 仁比 聰平君</p> <p>この請願の趣旨は、第三〇六〇号と同じである。</p>	<p>第三一二八三号 平成二十年六月三日受理 裁判所の人的・物的充実に関する請願 請願者 福岡市城南区茶山三ノ一ノ二一 浦川寿郎 外七千八百四十九名 紹介議員 仁比 聰平君</p> <p>この請願の趣旨は、第三〇六〇号と同じである。</p>

平成二十年六月十九日印刷

平成二十年六月二十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局